

平成 22 年第 2 回糸魚川市議会定例会会議録 第 5 号

平成 22 年 3 月 11 日（木曜日）

議事日程第 5 号

平成 22 年 3 月 11 日（木曜日）

午前 10 時 00 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 議案第 59 号

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 議案第 59 号

応招議員 26 名

+

出席議員 26 名

1 番	甲 村 聰 君	2 番	保 坂 悟 君
3 番	斉 木 勇 君	4 番	渡 辺 重 雄 君
5 番	倉 又 稔 君	6 番	後 藤 善 和 君
7 番	田 中 立 一 君	8 番	古 川 昇 君
9 番	久保田 長 門 君	10 番	保 坂 良 一 君
11 番	中 村 実 君	12 番	大 滝 豊 君
13 番	伊 藤 文 博 君	14 番	田 原 実 君
15 番	吉 岡 静 夫 君	16 番	池 田 達 夫 君
17 番	古 畑 浩 一 君	18 番	五十嵐 健一郎 君
19 番	高 澤 公 君	20 番	樋 口 英 一 君
21 番	松 尾 徹 郎 君	22 番	野 本 信 行 君
23 番	斉 藤 伸 一 君	24 番	伊 井 澤 一 郎 君
25 番	鈴 木 勢 子 君	26 番	新 保 峰 孝 君

欠席議員 0 名

+

説明のため出席した者の職氏名

市 長	米 田 徹 君	副 市 長	本 間 政 一 君
総務企画部長	織 田 義 夫 君	市民生活部長	小 掠 裕 樹 君
建設産業部長	深 見 和 之 君	会計管理者	山 崎 利 行 君
総務企画部次長	田 鹿 茂 樹 君	会計課長	吉 岡 正 史 君
総務課長		企画財政課長	七 沢 正 明 君
能生事務所長	池 亀 郁 雄 君	青海事務所長	結 城 一 也 君
市民課長	金 平 美 鈴 君	福祉事務所長	金 子 裕 彦 君
市民生活部次長	小 林 忠 君	商工観光課長	金 子 晴 彦 君
健康増進課長	早 水 隆 君	建設課長	山 崎 弘 易 君
建設産業部次長	小 林 強 君	ガス水道局長	竹 田 正 光 君
農林水産課長	山 口 明 君	教育長	渡 辺 千 一 君
新幹線推進課長	渡 辺 辰 夫 君	教育委員会学校教育課長	
消 防 長	扇 山 和 博 君	教育委員会文化振興課長	村 井 康 君
教育委員会教育次長		歴史民俗資料館長兼務	
教育総務課長		長者ヶ原考古館長兼務	
教育委員会生涯学習課長			
中央公民館長兼務			
市民図書館長兼務			
勤労青少年ホーム館長兼務			
監査委員事務局長	久保田 幸 利 君		

+

+

事務局出席職員

局 長	神 喰 重 信 君	次 長	猪 又 功 君
主 任 主 査	松 木 靖 君		

午前１０時００分 開議

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

+

○議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2 番、保坂 悟議員、18 番、五十嵐健一郎議員を指名いたします。

日程第 2 . 一 般 質 問

○議長（倉又 稔君）

日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。〔19 番 高澤 公君登壇〕

○19 番（高澤 公君）

おはようございます。清生クラブの高澤でございます。

一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

1、幼・小・中一貫教育について伺います。

去る 3 月 1 日の本会議での施政方針において、糸魚川市の児童生徒の教育を、一貫教育にしたい旨のお話がありました。

現在日本のいたるところで「一貫校教育」あるいは「一貫教育」が実施されて、それなりの成果を挙げているところであります。

糸魚川市も行政組織を見直し、子どもに関することを 1 つの課にまとめ、市民サービスの向上を目指しています。まさに、福祉から教育まで一貫した行政が実現しますが、大きな期待を寄せるものであります。

以下、伺います。

(1) 一貫教育の意義と制度導入の目標。

(2) 一貫教育の利点と糸魚川市における制度導入のあり方。

(3) 一貫教育の問題点とその解決方法。

以上で、1 回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

おはようございます。

高澤議員のご質問にお答えいたします。

1 点目ではありますが、現在、当市の 0 歳から 18 歳までの子どもの一貫教育方針を策定しております。従来から子どもの教育をめぐっては、行政機構の役割分担により幼児教育、学校教育、社会教育という枠組みの中で扱われることが主でありました。しかし、子どもの育ちや学びは常に連続

し、一体的なものであり、発達段階にふさわしい連続性を重視した一貫した教育が必要であります。

子どもの教育は、学校教育だけが担っているものではありません。ここで改めて家庭、園、学校、地域が担う教育の役割を明確にして、それを相互に理解しながら、今まで以上に、子どもを育てる交流や連携を強化していくための一貫した教育方針が必要であると考えました。

この一貫した教育方針の実現には、0歳からの途切れない教育支援や指導が求められます。そのため、子どもにかかわる窓口をこども課とし、一本化し、子どもの教育や子育て支援体制などの充実を図ってまいります。

また、次年度は子ども一貫教育方針の周知、理解を積極的に推進しながら、方針に基づく基本計画を策定するとともに、次世代育成支援行動計画等に沿って各種施策を展開してまいります。

2点目、子ども一貫教育方針には、子どもにつけたい力、そしてその実現に向けた家庭、園、学校、地域の主な役割や取り組みが、0歳から18歳までの成長を見通して位置づけてあります。家庭、保護者の立場からは、子どもの発達段階に応じた指導や指導内容がわかり、日常生活での子育てに役立つ利点があります。

また、園や学校、地域と連携した取り組みを理解していただくことで、子どもの教育を安心して進めることができるという利点もあります。園、学校では、子どもの成長や学びの連続性について一貫教育方針をもとに、市内の教職員が共通理解し、方針の趣旨を生かした教育活動を積極的に推進していくことができます。

地域では子どもの発達段階に応じて、家庭や園、学校で取り組む内容がわかるという利点があります。

また、地域の役割を理解することで、今までの成果を生かして子どもへの働きかけや教育活動への支援が図りやすくなるという利点も生まれます。

3点目の問題点ではありますが、一貫教育方針だけでは具体的な実践に結びつかないことであります。このため来年度は、方針を受けた基本計画の策定を予定しており、この中で具体的な取り組みや優先順位の検討を進めてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の課長からの答弁もありますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

一般質問に入ります前に、22年度の予算参考資料、あるいは中期プランにおいて、学力向上という文字がはっきりとあらわれてきた。私はこれは大変な進歩だろうというふうに思います。今までそういう文言はなかった。これがはっきり出てきたということはすばらしいことだ、前向きな姿勢がうかがえるということで、評価をしたいというふうに思います。

あわせて、それでよかったなと思っとるときに、一貫教育という言葉も出てきました。これは一貫教育というのは大変大きな問題で、ひとつその基本的な考え方を伺いたい。まだやってないわけですから、基本的にこれからどうしていくのですかということで、今回の質問を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

今、一貫教育というのは、学校、家庭、地域だけではなくて、一般社会という言い方に入りますが、産業界からも非常に求められているということです。教育の内容も幅広いものになっていきますから、そこら辺をあわせてどのような形で、その一貫教育の目標というものを、目的というものをどのような形でとらえ、要するに今、教育長の話では0歳から18歳までということでしたが、18歳の子どもたちの人間像というものを、どういうふうにとらえていこうとしているのか、そこら辺を具体的にちょっとお願いしたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

18歳以降の子どもたちということですが、要は今、高校入学率といいますか、それが99%を超えている状況であるということです。私たち大人、あるいは親が気をつけなければいけないのは、どういう言葉を子どもにかけるといいことじゃないかなという気がするんですね。その中で、高校ぐらい行きないうやと言うのか、高校ぐらい出ておきないうやと言うのか、それによって相当子どもの受け取り方が違ってくるんじゃないかなと思うんです。

幸い今年度は景気の状況があんまりよくない中で、糸魚川市の高校卒業採用というのが非常によかったというのは、それぞれの子どもたちが、それぞれの目標を持って、臨むことができたからではないかなという気もしているわけです。やはり将来を見据えて高校に入学しているかどうか、あるいは将来を見据えた子どもたちが、育っているかというところが大事じゃないかな。

それから先般も話に出ておりましたが、市として企業見学を行っているということを考えていくと、キャリア教育というものが非常に重要になってくると。小学校からキャリア教育も行っておりますので、その辺を今度は小学校で行うキャリア教育、中学校で行うキャリア教育、それから高等学校で行うキャリア教育。こういうものをどうしていけばいいのかというのを、1つ企業と相談しながら進めていくところではないかな。企業のいろんな意見を聞きながら、あるいは子どもたちが実際に職場訪問したりしながら、その状況を聞きながら詰めていく必要があるのではないかなという、そういう企業の協力も非常に重要なポイントだなと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

教育長の考え方はそれでいいと思うんですが、企業の考え方を、企業人の考え方を聞いていくというのが、これからの要するに学校で教える学習の中に入ってくるわけですね。そういうものが加味されてくるわけだ。今、企業訪問という言い方をしましたが、私は企業訪問と企業というものに対する考え方と、分けて考えなきゃいけないと思います。

PISAの試験というのも高校へ行けばあるわけだし、非常に学ぶということと、それを応用して到達していく世界ときちんと分けて考えていかないと、いけないんだろうというふうに思いますね。今やってる学力試験のB学力というのもそれに含まれてくる、そのためにやっている。これは国交省がもう随分前から必要だということで、そういう項目を入れてきたということですから、そ

れはそれでいいと思うんですが。

そういうものを総合して１８歳の子どもの像というもので、私はどういうふうなところを目指すのかと。具体的に言うと、市長は日本一の子どもを育てるというふうな表現でありますけれども、その範疇でいくと、どういう目標になっていくわけですか、１８歳の像というのは。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

１８歳という区分の仕方というのは、非常に難しいなという気もするわけですね。ただ、１８歳が１つの人生の岐路という部分になってくるのかなという気もします。そうすると、そこで将来を決めるんじゃないけれども、前々からの将来の設定、進み方というのが、ある程度決まっていかなければいけない。

今回、中学１年生による大学見学、これは１つの夢を子どもたちに持たせようじゃないか。勉強をしなれば、そこへ行けないんだよという１つの学力向上策であり、子どもたちに夢を持たせて希望を抱かせる。そのために、学習に取り組んでいこうというようなものでもあります。そこである程度、自分の進路を決定し進んでいくということが、重要になってくるのかな。したがって１８歳での到達というのは、自分で自分の進路選択ができる。そういうふうなところにおさまっていく、そういう子どもを育てていきたい。しかも、あまり欲張ってもいけないのかなとは思いますが、やはり私は糸魚川の人間であるという自覚を常に持っているということが、大事になってくるのかなという気がします。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○１９番（高澤 公君）

また後の方で伺うこともありますので、それはそれで今ここでやめときますが。

きのうというか、この一般質問が始まってから答えてる中に、大学見学というふうなものがありましたよね。私、そこでちょっとお話ししますが、早稲田大学の創立者の大隈重信が佐賀県出身で、佐賀の方では、要するに早稲田大学から講師を招いて、教授を招いて、中学生あたりに何かの講演をさせて、修了証をもらっているんです。そういうふうな、これは意識改革ですよ。子どもにどうやって意識を持たせるかということ、それが糸魚川でもできるんですよ。

早稲田大学のシンボルとも言われる校歌を作曲した相馬先生がおるわけですから、そういう活動をしように思えばできるわけです。これは大学にただ連れて行くというだけではなくて、日ごろからそういう活動もできる、意識を持たせるということは、そういうことだと思うんですよ。そこから辺のものも加味して、今後の子どもたちに、どうやって意識を持たせるか。大学見学も、それも１つの方法としていいでしょうけれども、いろんなことを考えていっていただきたいというふうに思っております。

先ほどの教育長の話では、０歳から１８歳までの子どもたちの教育方針を今策定中であるという

お話がありましたし、22年度には、きちんとしたものをつくるということですが、どのような体制でつくるのか。庁内だけでつくるのかどうか、基本的に、そこら辺はどうお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

お答えいたします。

今ほどのお話のように一貫教育方針につきましては、保護者、教員、それから地域の方々から委員になっていただき、なおかつ大学の先生に指導をいただきながら作成してまいりました。次年度の基本計画の策定につきましても、ほぼ同様の組織でいきたい、こんなふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

大学の先生というお話ですが、どこの大学で、どういう先生なんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

大学の先生、今度は4名お願いしております。1名は全体統括、全体指導ということで、筑波大学の田中統治先生をお願いをしました。それから、あとの3名につきましては、今年度、幼児教育部会、学校教育部会、社会教育部会ということで、3つの部会を持っておりましたので、それぞれに上教大の先生から、学校教育、幼児教育、あるいは社会教育に造形の深い先生においでいただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

その活動というのは、例えば総文の委員会とかどこかに報告とか、そういうのはしてるんでしょうか。どこにも言われないでやってることなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

お答えいたします。

9月からスタートをして、2月の末にすべての部会が終了したというような状況でございます。途中経過につきまして、所管する委員会等に報告をとということも考えておったんですが、作業の進め方が課題の洗い出し、先ほど申し上げました委員の方がどういう問題意識を持っているか等々の、

そういった議論から始まっておりまして、所管する委員会に報告するというような状態まで至って
いなかったものですから、これまで所管する委員会にも報告をしないで、ここまで進めてまいりま
した。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

大変学校の問題に関しては、みんな関心を持つところなんで、子どもの教育に関しては関心
を持ってるところなんで、そういうものはやっぱり私は報告すべきだと思いますよ。4名の大学の
先生を招いて、これこれの作業をしてるんだということは、やっぱり報告をするべきじゃないかな
と思いますけどね。それと大学の先生を入れてやっているというのは、私は非常にいいと思います。

先ほどからお話してますようにいわゆるB型の学力、教育長もおっしゃいましたけどもキャリア
教育、それからOECDがやっているPISAという問題、そういうものがありますから、ここに
企業人というものを入れていくという。0から18歳までの子どもたちの教育ですから、それも私
は必要なんではないかな。

それで今、文科省が盛んに言ってるキャリア教育の必要性というものは出とるわけですから、企
業人も招いていくという考え方はないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

お答えいたします。

先ほど、来年度、具体的な基本計画を策定する方向、組織について申し上げましたが、今ほど委
員からご指摘いただいた点、なるほどそうだなと私も今思いました。ぜひ参考にさせていただいて
来年度の人選に入りたい、こんなふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

いわゆる子どもたちが、しっかりとした職につかないというふうな現象がふえてきてるわけす
よね。そういうものを防ぐためにも、やはり私は企業人の知恵も借りてやっていくべきではないか
というふうに思います。ぜひ入れていってください。

それと気になるのは、9月からやって2月で大体できたというふうなものが、果たしてそれでい
いのかどうなのか。これはどこの市町村でも一貫教育という問題にぶつかったときに、非常に年月
をかけて組み立ててきております。これがいいからぱっと飛びついて、ぱっとできるというふうな
ものでもないと思うんですけども、そこら辺の感覚はどうなんですか、それで大丈夫ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

ご指摘いただいたとおりだと思っております。私どもも1年、2年かけて、じっくりいろんな方のご意見を伺いながら、つくり上げていきたいというふうに思っておったわけですが、市の流れの中で、今年度中というようなことでございましたので、急いでつくったというのが実態でございます。

したがって、まだ不備なところがきつとあるというふうに思っています。先ほど申し上げましたが、基本計画を策定する中で、またその方針そのものの細かい点になりますが、そういったところを見直していくという作業も、当然、入ってくるかというふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

そうすると、この一貫教育というものを完全に実施していくというのは、何年度からというふうに思っておられます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

一貫教育方針でございまして、それを例えば学校教育のレベルに落とし込んだときに、何が必要になってくるかということになりますと、幼稚園、保育園から少なくとも中学校までの一貫性のあるカリキュラムというのが、必要になってくるかと思えます。最終的には、それをつくり上げ、それに基づいて実践するということになるかと思いますが、今、私どもが来年度、その部分について、まずやらなければいけないと考えていることは、幼稚園、保育園と小学校の滑らかな接続部分、それから小学校と中学校の接続部分、中学校と高等学校の接続部分。この接続部分を、まず滑らかにするという、その計画づくりを、まず第一にやりたいと。計画をつくりながら実践していきたい、こんなふうに思っておりますので、今ほど議員のご質問のように何年度から完全に実施できるんだということにつきましては、2年後、3年後ということになるかと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

今、課長のお話を伺うと、いわゆる段階ごとの滑らかな接続に向けた活動であって、一貫教育というものを実施するには、2年後、3年後になるというような話なんですけど、まだそういうことは、予定の中には入れてないんですか。いつまでにやるんだというふうな予定は入れてないんですか、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

うまく説明ができてないんですが、来年度、22年度は接続部分をしっかりやると、その翌年につきましては、18年間になるんでしょうか、その部分のカリキュラムづくりに入ると、こういうことですので2年は少なくともかかると、こういうことでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

どうもちょっとよくわからないんですが、カリキュラムづくりはじゃあ23年度からつくるということですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

来年度行います接続部分につきましてもカリキュラムはつくります、その接続部分だけ。すべての部分ではございません。接続に何が障害があるかという部分、その辺を重点的にまずつくるのが22年度であるということですのでございますし、23年度については、それも含めてすべての部分のカリキュラムをつくり上げると、こういう考えでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

じゃあ糸魚川市で計画している一貫教育というのは、接続部分だけだったり、ある部分だけだったりというふうな一貫教育の方針なんだろうか。私はそれじゃだめだと思いますよ。一貫教育をして、私、先ほどから言ってるように、子どもたちがどうなるんだというところを目指して、きっちり押さえて進んでいかないとどうするんですか、そういうことじゃないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

ゴールを目指しているところは同じでございます。作業日程的に来年度、一気にすべてのカリキュラム、つながったものをつくれるかという、そこら辺の作業日程的なもので申し上げてるつもりでございます。

あくまでもゴールは、全部のつながったカリキュラムをつくるということになっておりますので、それを来年度すべてやれるかという、ちょっとそこまで無理だろうということから、まず接続部分に着手すると、こういうことでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

0から18歳までの子どもを育てていく、日本一の子どもを育てていく。そのためのカリキュラムづくりというものが、まずなければだめなんですよ。接続部分も、要するに日本一の子どもを育てる1つの部分でしかないわけですよ。しかもカリキュラムを私は1年でできるかどうか、私はそれほど大変な作業だと思いますよ。相当にあなた方は努力しないと、1年、2年じゃとてもじゃないけど満足したものを私はできないと思う。それを目指して、中に接続部分というものがある。そこはそこで考える、いろんなものを同時に考えていくというふうな姿勢じゃないんですか、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

私どもが考えていることは、現在、小学校も中学校も、もちろん高等学校もそうですが、学習指導要領に沿って授業を進めております。そうした中で中1ギャップに代表されるように、子どもたちの学びの立場からすると、そこにギャップがあるということ。それは学習の仕方、あるいは教員の方から言えば教え方ということになるのかもしれませんが、そういった内容がありますし、それから学習内容そのものにもギャップがある。そこらあたりを、まずしっかりと埋めていきたいという考えでございます。

もちろん議員が先ほどからおっしゃられているように、ずっと見通した中でその部分をということになるかと思いますが、全体を見通すということも並行してやりながら、その接続部分について来年度はやりたい、こういうことでございます。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時34分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

教育長、ええかね。これ中期プランですよ。中期プランにあなた方は、一貫教育というものを載せとるんだよ。それを聞いとる。とりあえず接続から始めます、それが中期プランですか。基本的

な考え方はどうですかということを聞いとるのに、これ載っとるでしょうが、載せてあるでしょうか。そこら辺の基本的な考え方を聞いとるんですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

今現在、策定しているのは子ども一貫教育方針、方針を今決めてる段階です。来年度、基本計画を策定すると。来年度、基本計画を策定した上で具体的な実施事項を決定していく。方針がなければ、どういう方向に、どういう力を発揮していいののかということが具体的に見えてきませんから、そういうところに今、力を入れてるところです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

そういうふうに答えてもらおうとわかるんですよ。いいですか、それでこういう中期プランに載せていながら、来年度はこれしかやりませんとか、並行してやりますとか、そういうことじゃだめなん。だから来年度はしっかりとしたものをつくりますと、計画をつくりますと。その後、基本構想をもとにして、1年かかるか、2年かかるかわからんけれども、0から18歳までのカリキュラムをつくりますとということになっていくんじゃないですか。渡辺課長、どういうんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

大変失礼いたしました。

基本計画、それを受けて実施計画とか、実施事項とか、施策とか、細かいところが具体的に出てくるかと思います。私は1つ飛ばして、その先をどうも話をしたみたいで大変申しわけなくなっております。今ほど教育長が答弁したとおりでございまして、22年度は方針に沿って基本計画をつくってまいりたい。その基本計画には学習面もございまして、家庭教育はどうあるべきか、地域の教育はどうあるべきかと、そういったものについての基本計画も作成していきたい、こんなふうに考えてます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

それで先ほどの質問に戻りますけれども、きちんとしたものをつくって、一貫教育というものを何年度から実施する予定なんですか、私はそれを聞いているんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

大変失礼いたしました。

来年度、基本計画を策定し、基本計画をつくりながら実施事項についても検討をいたします。そういった中で、できたものから実践もしながらということになります。ですので23年、あるいは24年から始めて、25年度には完全に実施ができるかなというふうに思っております。これも基本計画を策定する中で、やってみてのことになるかと思いますが、そんな今構想であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

私もね、どんなに急いでも24年度からだろうと思ってました。それだけのものをつくってもらわなければいけない。しっかりとしたものをつくってもらわないと、要するに一貫教育ということでもって、全市の子どもたちを対象にしてやっていくわけですから、それが例えばの話、青海地域、糸魚川地域、能生地域でもってカリキュラムが違って高校へ行ったら、あるいは中学へ行ったら、いや、この学校では教えてないことがあったとか、こっちは教えてたとかということがあっちゃまずいわけです。そうでしょう。

そうすると全市に当たって通用するようなカリキュラムをきちんとつくり上げていく、私はそれにはやはりどんなに急いでも、どんなに急いで実施しても24年からだろうというふうに思っていました。そんなところだろうというふうに思います。しっかりしたものを、つくってもらいたいと思います。

それで今、大学の先生を招いていろいろとやっております。私は企業人も交えた方がいいんじゃないですかという意見なんです、それがあって、その会が1つあって、今度はどのように実施していくかと、細かいところになっていくと、また1つのそういうグループができてくるんだろうというふうに思うんですが、今の基本的なものを策定するために、大学の先生を招いてつくっていくという段階いうふうに理解してもいいんでしょうかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

議員が今ほどおっしゃられた、そのとおりでございます。大枠、大もとを今計画しているわけですので、そこに大学の先生が入っていただいているということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

先ほど課長の答弁の中に、いわゆる3部会というふうな話が出ましたが、ちょっと早くて、私、メモれなかったんです。その3部会の話を、もうちょっと詳しくしてくれませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

3つの部会構成でございますが、幼児教育部会、それから学校教育部会、3つ目が社会教育部会、この3つでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

これは部会ということであれするんですが、結局、ただこれでは、またこの中から班に分けていくとか、班という言い方が適当かどうかわかりませんが、もっと細分化していく必要があると思うんですけども、そういう考え方はどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

今ほどご指摘いただきましたように、来年度の基本計画を策定する中で、例えば学校教育部会でも学習面もあれば、心の面もあれば、体の部分もあるだろうと思います。当然必要によって、そういった幾つかに細分化していく必要もあるだろうというふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

当然、そうしてもらわなきゃいけないというふうに思いますわね。言われているように知・徳・体というふうなものを考えただけでも、私はかなりの分野になると思います。盛んに今、食育という部分も言われておりますし、そうすると結局、栄養士さんとか、保健師さんとか、そこら辺まで巻き込んでいかないといけない。そうしてしっかりとした組織をつくっていくことが、私は保護者に対する説得の力にもなるだろうし、一般社会の皆さんに協力を願うときの説得の力にもなるだろうし、そういうものをつくり上げていってもらわないといけないんですよ。

当然、みんな巻き込んで、総がかりの教育という形になっていくんだろうと思いますけれども、あなた方がつくったものが、社会でもって何だこりゃというものをつくっておっては、どうしようもないですよ。そのために、もちろん大学の先生が入っているのはすばらしいことでいいことだ、私はそのために企業の人たちにも入ってもらってくださいよ。いろんなところから英知を集めてやっていかなきゃいけない、そうっておるわけです。

ぜひ、その企業人を入れてもらいたいと思うんですが、私は基本的に、我々がつくるもんだからいいんだという考え方ではだめだと思うんですよ。あなた方はない知恵というのは、やはり一般社会の企業人は持ってますから、お願いして、三顧の礼をもって迎えるぐらいのつもりでやってもら

わないといけない。なにしろ２年、３年かけてでもいいですから、しっかりとした体制をつくって、しっかりとした方針、カリキュラムをつくって臨んでもらいたい、ぜひお願いしたいというふうに思います。

そのカリキュラムの話なんですが、今度から糸魚川市では中学校が４校になるわけですね。それぞれの学校に、何校かの小学生が集まってくる。そうしたときに、ある小学校ではやってたけど、ある小学校ではやってなかったというふうなことがあれば、中学校でもう１回教え直すような形になっていく。

私は今、中学生の学力が大変落ちてるというのは、今そういう環境にあったんじゃないかと思うんです。接続という言葉を使いますが、それぞれの小学校で、それぞれのやることがあって平均に教えてなかった。中学校へ行って、そこら辺の修復作業から始めていかなきゃいけない、そういうところがあったんじゃないかなというふうに思うんです。みんな中学校の先生も、それぞれ一生懸命やってるわけですからね、それでおくれていく部分があったんだろうと。

これで一貫教育ということになれば、当然、先ほど課長の言うように、そういうふうな接続部分のものが、解消されていくはずだと。また統一したカリキュラムができれば、同じような知識を持った子どもたちが中学校へ行くわけですから、学校の先生方のゆとりも出てくるんだろうというふうに思っております。そんなところで、ぜひしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

あと問題点とすれば、日本一の子どもたちをつくりたい、育てたいということになれば、私はそれなりの投資も必要だというふうに思います。

これは市長にもお願いするわけですが、基本計画ができ上がった。でき上がってなくても大体予想されますよね、お金がかかるだろうと予想されます。そこら辺の対応というのは、どういうふうに、総務企画部長は大丈夫ですか。かなり私はかかると思いますよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

○総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

子ども一貫教育方針につきましては、２２年度で基本計画を策定すると。そうなりますと、その段階でようやく具体的な事業が、鮮明になるんじゃないかと思っております。それにつきましては、やはり市長の日本一の子どもをつくる、育てるということに沿いまして、できるだけ事業につきましてはきちんとやりたいと、財源等の問題もありますけども、やはり事業はきちんとやりたいということで考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○１９番（高澤 公君）

織田部長、２２年度に基本的なものをつくって、２３年度から具体的にと言いますけども、私、先ほどからどんなに急いでも２４年だよというような話をしとるんですが、あんたそれできると、今ここで言うんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

○総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

先ほど学校課長の方から２２年度に基本計画をつくって、２３年度から、できるものからというのもありました。そういったことを踏まえまして、その辺で２２年度の基本計画で具体的な事業が鮮明になれば、実施は２３年、２４年、どちらになるかもしれませんが、どちらにしてもそういう財源手当等をして、きちんと実施するように対応したいということであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○１９番（高澤 公君）

そうやって言ってもらえるとわかりますね。できるところからやりますということであれば、それはそれでいいんですけども、先ほどから言うように基本的な基本構想、基本計画をきっちり立てて、市全体で問題なく動いていけるようなカリキュラムづくりに私は大変時間がかかるだろうと、大変なことだろうと思っとるんですよ。それをしっかりしないとだめなんです。ちょっと後から修正するよというわけにはいかんのですよ、これは。修正していきゃいいよという考えだと、修正が必要なカリキュラムで、物事が足りないカリキュラムで育っていく子どもができるということなんです。しっかりとしたものをつくらなきゃいけない。カリキュラムが完全でなければ、完全でない教育を受けていく子どもたちが出ていくということになるわけですから、しっかりやってもらわないと。そういう意味で部長にも言いましたが、２３年からできるのってということ、そういう意味で言っとるんですよ。

しっかりとしたものをつくって、それで企業でも何でもそうですが、教育というのは最大の投資なんです。それは私は市にも言えると思うんで、将来を左右する子どもたちの教育にかかる費用というのは最大の投資だと、市の投資だというふうに思っておるんですが、そういう感覚で見えていくと、今でも足りないところがいっぱいありますわな。いっぱいありますけど、今以上にやっぱり予算をつけてやってもらわなきゃいけない。

きのうの議会がちょっと紛糾したところにも、そういうところが出てくるんですよ。やはり子どもたちがよその市の高校へ行ってしまう、あるいはスポーツにしても、優秀な選手がどこかへ行ってしまう。それは優秀な指導者があるのも１つの条件でしょうが、そういう環境整備ができていけるところに行くんですよ。やはり糸魚川は、そこら辺が足りないんじゃないか、まだ弱いんじゃないか。そういう部分を含めて、大変な投資が要ると思うんですけども、まだ具体的になっていませんから、あそこにどれだけ、ここにどれだけ、こういうところにつけてくださいという話はできませんが、ぜひそこら辺をしっかりと腹の中に入れて、一貫教育というふうなものに臨んでもらいたいというふうに思っております。

あと糸魚川市立の幼保、小中なら何とかなるかもしれませんが、高校という問題が入ってきますよね。高校に対しては、どういうアプローチをしていく予定でおりますか。あれは県立で、糸魚川

にはあるけれども、本来はあっちがやっていくわけですから、そこら辺にはどういうふうに折衝していく予定であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

お答えします。

今、策定中の一貫教育方針の策定委員の中にも、高等学校の校長先生、それから教諭の方にも入っていただいております。その中で高等学校として望むもの、こうあってほしいというような、そういったご意見もいただいております。あわせて小中の連携ということを20年度、21年度とやってきております。その中では互いに授業交流まで、現在できるような形になりました。

今年度でいえば、白嶺高校の多くの先生から授業を公開していただいたと。そこに中学校の教諭が行って、子どもたちの育ち等々を、もっともっと高校へ入ってくる前に、こういったことをしっかりやってきてくれとか、逆に高校の先生方に、中学校ではこういう教え方をしてるんで、高校の方もこういうふうなところを少し配慮してくれとか、こんなふうなことについてやってきております。そういったことを、今まで以上に強めていきたいというふうに思っています。私の勝手な思い込みかもしれませんが、例えば高等学校の先生から来ていただいて、中学校で授業をしていただくとか、中学生が高校へ行って授業を受けるとか、そういったふうな交流も進めていきたいと、こんなふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

18歳までということであれば、当然、高校も入れていかなきゃいけないと思いますし、高校の先生からというのは、糸魚川市にある3校の先生から入ってもらっているわけですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

今現在2名の方をお願いをしております、その選出につきましては高等学校の先生方をお願いをした関係で、偶然だったかもしれませんが、お二人とも糸魚川高校の先生でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

これから作業を進めていくわけなんです、糸魚川にはタイプの違った高校がそれぞれ1校ずつ、3校ありますよね。私はこの3校から、やっぱり来ていただかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

それで、それぞれタイプの違った高校が3校あってということで、うまく連携を図っていけば、ますます私は他市へ出ていくような子どもは、スポーツ面は別としても少なくなっていくんではないかなというふうに思います。

きのうの古川議員の質問で何名が行ってますかというときに、課長は17名と言いましたね。あんたトータルで答えなきゃだめだよ。全部で17名ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

お答えします。

この4月に、糸魚川市から新1年生になっていく子どもたちが全部で17名と、こういうことでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

4月に17名行く。今現在、何名の子どもたちが行っとるわけですか。それも糸魚川にとっては大変なことなんですよ。もう2クラス分、行ってるんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

申しわけありません。手元に今資料がないので正確なことを申し上げられませんが、19年度が14名、20年度が13名、昨年、21年度が15名で、今回17名と、こういうふうに記憶しております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

かなりの数の生徒、私は先ほど2クラスと言いましたけども、高校の教室にすれば、2クラス分の生徒がもう出とるんですよ。大変なことですよ、これ。

これはやはり先ほどから言うように、糸魚川でタイプの違った高校が3つある、それぞれ1つずつ3つある。そういうものを生かして、高校で技術を身につけて社会に出ようとする子どももいますし、進学しようという子どももいますし、うまく利用すれば、私はこの地域で完結型の教育ができるんじゃないかというふうに思っておるんです。ぜひ、そういうものを目指してやっていただきたいというふうに思っております。

それと、あと学校教育関係の情報の公開ですよ。今、糸魚川のインターネットを引いてもほとんど出てこない、細かいのが。そこら辺は、どういうふうに思っておられますか。一貫教育をカリ

キュラムをつくってやる、みんなに協力をしてもらおうというとき、情報を出してやらないとだめですよ。どうでしょうかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

議員ご指摘のとおりでございます。

これまで幼稚園、保育園、あるいは小学校、中学校、それぞれが、それぞれの考えで子どもたちによかれと思ってやってきたこと。それが市民に十分伝わっていない。裏を返せば、私どもがしっかりとそういった情報を外に出してないということが、大きな反省点としてございます。

今回策定しております一貫教育方針が完成しましたら、ホームページはもちろんです、全部印刷をして全戸に配りたいというふうにも考えておりますし、それから各学校はもちろんです、地域等にも出向いて大いに説明をしたい、こんなふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

印刷物を配る、出向くというのも1つの方法ですけども、私はやっぱり今の世の中は、ネットに載せていくのが一番いいんじゃないかというふうに思いますが、そこら辺はどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

すみません。言葉が足らなかったみたいです。当然、ホームページに公開する予定であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

都合の悪い情報も出してくださいね。いいとこばかり出してもだめなんです。都合の悪い情報も出してもらわなきゃいけない。

それともう1つ、客観的な情報というものを、どのようにとらえていきますか。そういうことを検討しておりませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

客観的な情報ということで、そこまで正確に吟味したことはございませんが、例えば全国学力・学習状況調査のような客観的なテストですね、そういったものであるとか、保護者全体、あるいは

+

児童生徒にアンケートしたものとか、そういったものについては、私どもが意図的にどうのこうのということではないわけですので、当然、客観性があるというふうに思っています。公開できる部分と、公開できない部分がきっとあるんだろうと思いますが、可能な限り公開の方向でいきたいと、こんなふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

私の言葉が足りなかったのかな。

客観的情報収集の方法を、どうしますかということです。客観的な情報を集めて、公開しろということじゃないんだ。客観的情報収集というのは、要するにあなた方がやってる仕事の評価が、どう受けとめられておるかということになっていくわけですよ。そういう情報の収集を、どうするかということなんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

現在、教育委員会では教育委員会評価ということで、第三者の委員に入っていて、私どもがやっていることを評価していただいております。それが1つ、客観的な情報であるかなというふうに思っています。それ以外にも今ほどご指摘いただいたような部分で、外部の人に私どものやっていることを、評価していただくというような仕組みもつくっていかねばいけないと、こんなふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

客観的に評価をもらっていいこうという姿勢が、私は大事だと思います。

それと先ほどから言ってる基本計画、あるいはカリキュラムというものの、客観的に見てどうだというふうな判断を仰ぐ場所もつくっていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、市長が唱える日本一の子どもづくりということに向かって、私は間違いなく進み出したなと思っております。大変期待もしておりますので、頑張ってください。子どもたちのためにぜひ全力を出して、大人がどうするんだよでなくて、その結果、子どもたちがどうなるんだよというふうな考え方のもとに、頑張ってくださいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

以上で、高澤議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を11時15分といたします。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

高澤議員への答弁に対して訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

○教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

先ほど高澤議員からご質問いただきました直江津中等教育学校への進学者数でございます。手元に資料がなかったため間違っていましたので、訂正をお願いします。

19年度13名、20年度15名、21年度14名、22年度17名、以上のように訂正をお願いします。申しわけございませんでした。

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔26番 新保峰孝君登壇〕

○26番（新保峰孝君）

日本共産党議員団の新保峰孝です。

私は糸魚川市の水道と、新しい公民館体制について、米田市長に質問をいたします。

1、糸魚川市の水道について。

国では平成16年に、21世紀における水道を目指す水道ビジョンを策定しております。期間は10年とされております。おこなっている糸魚川市の水道公営化を、速やかに進める必要があるのではないかと伺います。

(1) 水道の現状と課題について。

水道整備のこれまでの取り組みと現状はどうか。

水道整備の課題をどのように考えているか。

山間部の過疎化、高齢化の進行、一人世帯の増加について、水道整備とのかかわりでどのようにとらえているか。

(2) 今後の水道整備の取り組み。

全国的な水道普及率は99%となっておりますが、当市の普及率は95.6%とのことであります。水道に対する自治体の責務において、普及率引上げの取り組みについてどのように考えているか。

組合営水道、小規模水道の公営化の取り組みについてどのように考えているか。

水道ビジョンによる20年後の姿はどのようなものか。

(3) 統一化の取り組みと市民負担のあり方について。

1市2町合併時の合併協議項目の調整についてはどのようなになっているか。

工事負担金、分担金をどのように考えているか。

給水工事費の負担区域と考え方はどうか。

水の供給は自治体の責務であることを考えれば、市道同様、水道整備に当たって工事負担金を課すようなことは止めるべきではないか。

2、新しい公民館体制について。

公民館は教育基本法にのっとった社会教育法で位置づけられているもので、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

市町合併後の公民館体制について、公民館体制検討委員会で検討されてまいりました。3地区の公民館のあり方が違うことから難しい問題もあったようであります。

公民館体制について、以下質問をいたします。

(1) 公民館体制のあり方等についての答申書をどのように受け止めているか。

(2) 地域公民館は地区公民館の運営や活動を支援し、地区公民館については社会教育活動、生涯学習活動、コミュニティ活動、地域づくり活動の拠点と位置付けられて、行政事務の一部も担うことのできる組織としております。施設と各団体、機能をわかりやすくしたらどうか。

(3) 経過期間中に、公民館体制等検討委員会委員をされた方たちや公民館役職員に対する法律等からみた公民館、公民館の役割等について、これからも続く問題でありますので継続的に研修会を開いて共通認識のうえに論議できるようにしたらどうか。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

新保議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目の1つ目につきましては、安定供給を確保するため水源の多元化、老朽施設の更新など、地震や災害に強い総合的な水道施設の整備を進めてまいります。

2つ目につきましては、水源施設の多くが40年以上経過いたしており多額の費用を要することから、計画的な施設をまた更新をすることが課題となっております。

3つ目につきましては、給水人口や地形条件に合った効率のよい施設整備の検討が必要と考えております。

2点目の1つ目と2つ目につきましては、平成19年度から組合営水道の公営化に向け、各組合と話し合いをもち、公営化の協議を進めております。今後も引き続き各組合と協議を進め、さらなる普及率の引き上げに結びつけてまいりたいと考えております。

3つ目につきましては、水道ビジョンの基本方針である、安全でおいしい水の供給、安定した水の供給、健全経営の維持、環境に対する影響の軽減の4つの実現であります。

3点目の1つ目につきましては、ガス水道関係事業の取り組みは当分の間、現状のまま進み、合

併後に調査研究していくものとなっております。

2つ目につきましては、上水道の工事負担金は新規の給水のため配水管を布設する場合、市で定める費用を超えた額を新規申込者から負担していただくものであります。

簡易水道の負担金、分担金につきましては、建設事業に要する事業費用の一部を受益者から負担していただくものであります。

3つ目につきましては、配水管から家庭までの給水装置工事費は、申込者の負担となります。

4つ目につきましては、新たに水道を整備する費用は多額となるため、申込者からその費用の一部を負担していただくものであり、受益者負担が原則と考えております。

2番目の新しい公民館体制につきましてのご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

2番目の公民館体制についてのご質問にお答えいたします。

1点目につきましては、答申の主な内容が、公民館制度の統一と市民と行政が協働してまちづくりを推進できる体制を目指しており、このことを十分に尊重しなければならないと受けとめております。

2点目につきましては、公民館が答申の趣旨に沿った活動を展開できるよう、その機能の具体化を目指してまいります。

3点目につきましては、地区公民館の役員の方々などとの研修を実施する中で、公民館の役割等について共通の認識を深めてまいります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

水道の問題であります。糸魚川市の水道は青海地区、能生地区が公営化されていて、糸魚川地区は組合営簡易水道、小規模水道、自家用水道が数多く残されております。現在、公営化されていない簡易水道、小規模水道、自家用水道の数はどれだけあるかと、それぞれの給水人口はどれほどでありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

今年度、上早川の方が公営化になりましたので、そういう意味では、今年度末での簡易水道は 10、それから小規模水道は 23 ということであります。それから人数でございますが、組合営の簡易水道、これはまだ 11 の施設のデータでございますが 3,962 人、それから組合営の小規模水道は、平成 20 年度で 25 でございますが、1,094 人ということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26 番（新保峰孝君）

今から 53 年前、昭和 32 年に制定された水道法では、第 2 条で、水道は健康を守るために欠くことのできないものであり、地方自治体が水道整備計画を策定し、実施することを責務として義務づけております。まだこれだけ多くの公営化されていない小規模水道、自家用水道が多いというのは、地理的条件だけに起因するものではなくて、これまでの旧糸魚川市の市長の姿勢もあるんじゃないか。ほかにこのような自治体があるかどうか、お聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

正確に調査したわけではございませんが、聞くところによりますと県内では佐渡の一部、十日町の一部というふうに聞いておりまして、組合営の水道は県内でも少ないということであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26 番（新保峰孝君）

平成 16 年に作成した国の水道ビジョンは期間 10 年となっておりますけれども、当市の水道ビジョンは平成 21 年に策定され、21 年度から 20 年の期間となっております。国の水道ビジョンをどのように受けとめ 20 年としたのか。20 年で小規模水道、自家用水道の統合、公営化、あるいは組合営の簡水もありますが、これをどこまで進めるのか、目標をお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

国の水道ビジョンは期間が 10 年でございますが、糸魚川市の水道ビジョンは 20 年を計画期間としております。これは財政の問題、あるいは施設をつくった全体の計画からしますと、やはり 20 年くらいの期間で計画を見た方が実態には合ってるというようなことで、20 年の計画として作成をさせていただきました。

それから次に、組合営の水道をいつまでに、どの程度にするかというご質問でございますが、組

合営の水道の場合は、これはきのうの五十嵐議員にもお答えしたように、これは行政だけで進められる問題ではないということであります。やっぱり地域の住民の人たちが1つにまとまって、公営化するというようなことでないと、なかなか公営化というものが難しいということもございますので、今話には、あるいは28年度までの補助制度がなくなりますので、それまでに何とか公営化してほしいというなお話はさせてもらっておるところであります、それがいつまでに、どういうふうな形になるかということについては、今のところ申し上げられないということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

公営水道の20年間の整備費は55億7,000万円というふうにされていると思いますけれども、このほかの統合、公営化を行っていく場合の整備事業費は、どれくらいかかるか、どれくらいを見込んでいるか。1市の中で同一料金とするには、事業費がどれくらいかかるかという、そういう観点から伺いたいと思いますが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

水道ビジョンの20年間の計画の総額は、今、議員申されたように55億7,000万円という金額でございますが、これでまず1つは、組合営等の水道の統合費用といいますが、それはこの中には含まれていないということであります。

それと、じゃあ一体、全体で幾らぐらいかかるのかということでございますが、これもうちの方では、こういうふう整備をしたら幾らぐらいかかるというふうな試算をしておりますが、ただ、これも組合営の地元の皆さん方と話をする中で、どの程度まで負担できるのか、どの程度の規模的なものですね、整備が適当なのかというような、まだ協議を詰めていかなきゃならないということになりますので、金額については差し控えさせていただきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

今後どのような事業を使って整備していくことになるか。20年に延ばしたことによる補助事業等、ふぐあいはないのか。今ほど平成28年で補助金事業がなくなるということでありましたけれども、そういう点。

水道法第45条では、国の特別な助成の規定があって、国は地方公共団体が水道施設の新設、増設、もしくは改造、または災害の復旧を行う場合には、これに必要な資金の融通、またはそのあつせんに努めなければならないと定めております。けれども全国的に水道整備が進んだことによって補助事業も少なくなり、長期低利の資金融資を行う公営企業金融公庫も、平成20年度に廃止され

ました。業務を引き継ぐ形で、地方公共団体金融機構が設立されましたけれども、貸付料の段階的縮減が図られるということでもあります。今後の整備の手法について、聞かせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

平成28年度までの組合営の水道につきましては、国の制度を用いまして整備をしていきたいということではありますが、その後のものにつきましては、これはまたその後に検討をしていかなければならぬだろうというふうに思っております。

それから、今、議員おっしゃられましたように、国が水道の整備をするということですが、これは官営とか、そういうものについては国は制度をするわけですが、そういう中で今後のものにつきましては、そのときに考えていくということで、今のところは考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

当市の水道整備がおくれているのは、やらなければならないときに、やらなかったためではないかというふうに思います。結局、財政支援も少なくなって、整備が厳しくなった状態にあるんじゃないかというふうに思います。そういうことを考えれば、いつまでも先延ばしするのではなくて、集中的に取り組むべきではないかと。何を優先させるかを本気で考える、そういう必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

旧糸魚川市の水道が組合営が多かったということですが、これは非常に旧糸魚川市は水に恵まれていたということも、原因の1つかなというふうに思います。ですから組合営の人たちが要するに自分たちで水道をつくり、自分たちでもって水道を供給してきたという、1つの歴史であったんじゃないかということでもあります。

ですから、これからの公営化を進める上での問題点の1つの中に、やはり安い水を飲んでおられる。つまり利用されている方々が、果たして公営化になりますと、当然、料金的には上がることになりますので、そのあたりも理解が得られるかというようなことも課題となってくるわけですが、市といたしましては将来のことを考えると、やはり公営化は進めていかなければならないというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

今言われたような問題もあろうかと思えますけども、つくってから一定年数たてば、これはまた更新しなければいけないわけですね。だんだんと市も高齢化が進んでいくと、その更新が大変になっていくということもあると思います。そういうことを考えれば、やはり水道法で定める市の責務として、市内どこに住んでいても同一料金で水道の供給を受けられると。そういう大きい目標をきちんと定めて、そのために理解を得ていくと、早急に事業に取り組むということが必要なんでないかというふうに思います。

市の水道ビジョンにあるように経費の削減の方法、幾つか挙げておりますが、そういうことを考えながら、先ほど言いましたような全体の整備費を推計して、全市一律の料金を想定する中で公営化に取り組んでいくことが必要ではないかというふうに思いますが、いま一度お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

まず、水道の今後の補助制度、あるいはそういうあり方、それについて情報的に、まず知っていただきたいということがございまして、例年、毎年、組合営の水道の組合長さん方の集まりがござ

+

います。その席で、毎年28年の補助制度についてご説明を申し上げてるところであります。今言われますように、公営化を何とか推し進めていきたいという、いろいろな問題はあると思いますが、推し進めていきたいということですので、早急にそれぞれの地区で、そういうふうな話をさせていただきたいというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

能生地区では、公営の田麦平小規模水道、西飛山小規模水道がありますし、平成30年までに水道ビジョンでは、能生谷、柵口簡易水道等の統合が計画されています。小規模でも公営化はできるわけでありまして。そういう点もぜひ考えて、集中的に取り組んでいただきたいと思います。

合併協議項目の調整についても、そういう全市一律料金、そういうものを目標を見据えた中で、その中で取り組んでいく必要があるんでないかと。加入金、料金の統一等、そういうふうに思いますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

この水道料金の、特に上水の料金の能生、糸魚川、青海の料金統一ということでは、先日も渡辺議員にご回答したところでございますけれども、やはり将来にわたって健全な経営と、それと安定した水の供給が図られるということを前提に考えますと、やはり原価がどれだけであるのかということというのは、非常に重要であろうというふうに考えております。

ですから今、議員おっしゃられるように長期的には、遠い将来は、やはりそういうふうなことで考えなきゃならないと思いますが、今うちの方で一体じゃ料金というのは幾らなんだと、どれぐらいなんだと、どれぐらいがいいのかというようなことになると、もう一度、今後のそれぞれの地域の施設の現状を踏まえながら、どれくらいの費用がかかるのかというようなことも考え合わせながら、料金については検討していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

工事負担金、分担金の関係で伺います。

負担金は一応条例上、上水道ということになっておりますし、簡水の場合は分担金というふうになっておりますが、負担金ということでは言わせていただきます。

旧1市2町で工事負担金、分担金はどうなっていたかと。水道整備に負担金をもらうというような考え方は、水道法の趣旨からいって、なかったと思いますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

水道の負担金というお話でございますが、水道の負担金は、新たにその地域に家を建てられる、そういう方から、その工事に見合う負担を一定額、口径によりましていただいております。その負担以外は、市の方で工事費を負担しているという現状でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

私が言うのは統合化の際のを中心に言うんですが、先ほど市長が答弁された受益者負担の考え方だというふうなことを言われたんですが、こういう考え方というのは、水道法そのものは、もう水道というのは生きていく上でなくてはならないもんだと。ですから、自治体の責任で整備しなさいよと。その中で負担金なんて書いてありませんよ、水道法の中でそういう考え方は。自分の敷地の中の工事費については書いてあるけども、何もそんなことは書いてないですよ。どういうふうにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

今、組合営の水道を公営化するときの分担金のお話だと思いますけども、きのうもお答えしましたように、ある特定の区域の方々の特定の利便性ですね、それを向上させるためのものにつきましては、分担金をいただくいうことでなっておりますし、それと実際に上早川、それからこれから行います今井、それから梶屋敷中央、これにつきましても受益者負担金をいただいております。そういう意味では、今後の整備する地域にありましても、分担金をいただいていくという考えであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

公営化を進めていく場合に、小規模水道等統合整備をして公営化を進めていくと。それを進めていく上で1つ障害になっているのが、この負担金、分担金の問題ではないかと思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

確かに負担金、いろいろな方がおられますので、そういう意味では負担金、負担金は今30万円をいただいております。それから配水管の本枝管から、それぞれの家庭まで引く給水工事ですけど、これにつきましても最大で大体20万円ぐらいいただいとると。これが支障にならないかというのと、確かに中へ入っていければ、いろいろなところで障害にはなるとは思いますが、ただ、それをご理解いただきながら、事業を進めてまいりたいというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

小規模水道が多い山間部ほど過疎化、高齢化が進んでおります。負担が大変ではないかと。大変だということは、進めるのに障害になるのではないかと思います、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

今お話をさせていただいております公営化の事業は、どちらかというと区域が広い、それから供給戸数が多いところでの話をさせていただいておりますが、今後は戸数が少ないそういうようなと

+

ころは、じゃあ水をどう守るんかというようなことだと思いますけども、それにつきましてもやはり水は命ですので、そういう意味では何とかする必要があるんですが、ただ、ケース・バイ・ケースといえますか、実態によって異なってくるんだらうというふうに考えております。

そういう意味では実態をまず見る、それから次に地元の人たちの話を聞いて、それでどの程度の規模が適切なのかという経費の問題もありますので、その辺を勘案しながら考えていきたいというふうには思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

早川簡易水道がつくられたわけですが、これから何年くらいこの施設はもつのか。新しい水道は、かなりの耐用年数になると思いますが、この点を聞かせてもらいたいと思います。

また、3年後に給水申し込みをした方からは幾らの分担金をもらうのか。5年後、あるいは8年後に給水申し込みをした方からはどれくらいもらうのか、お聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

今、布設した管がどれくらいもつかというご質問であります。最近の管というのは耐震性もありますし、よくなってるということですが、その辺の年数については不勉強で申しわけないです。けど、ちょっとわかりませんが、ただ相当、1世代くらいはもつんではないかというふうには考えております。

それと2点目のご質問の、じゃあ3年目につなぎたいという人はどうするんだと、あるいは5年も一緒なんですけど、どうするんだということでございますが、給水区域内の方々については全員、これはもう全世帯給水をするということであります。ですから給水区域内の方々から、そのようなお話は出てこないというふうに考えております。ただ、給水外の方がつなぎたいということになりますと、これはもう給水区域の変更からしなきゃなりませんし、また、そのためにどれだけの費用負担がかかるのかということも出てきますので、そういう意味では市が工事を実施しているとき、そのときにぜひご参加をいただきたいというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

隣の家が水道をもちろん引いていると、こちらの家も引いていると。ここが空き地になっていた、そこに家をつくったと。そういう場合に、どういうふうに分担金はもらうんですかということなんです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

そのようなケースが出た場合、そのときに検討したいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

いろいろ矛盾があるんですよ、こういうやり方をすると。そのブロックごとに考えていくと、矛盾が出てくるんです。下早川の組合営簡易水道、今度、上水道につなぐようなお話がありましたが、上水道につなぐこともできますけども、早川簡水につなぐことができるんですよ。それぞれにつないだ場合、分担金、負担金、これはどうなります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えをいたします。

今の早川簡易水道、ちょっと質問の趣旨がわからなかったんですけど、早川簡易水道が下早川の簡易水道、あるいは上水、上水というのは、まだ真ん中に上早川の場合は、下早川の組合営の水道がありますので、すぐには上水ということにならんとおもいますけども、そこにつなぐということですね。

○26番（新保峰孝君）

下早川を梶屋敷の方からもってくるのと、上早川の方からつなぐ、

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時53分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。失礼いたしました。

今、真ん中の下早川をどちらにつなぐのかということですが、それは水の量とか、あるいは工事費のものによって、どちらにつないだ方がいいのかということで、検討していきたいというふうに思います。

○ 26番（新保峰孝君）

そうした場合、可能性はどちらもあるわけです。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

再開を午後1時といたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に引き続き、新保議員の質問を行います。

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

どうも不勉強で申しわけありませんでした。

それで発言の訂正をお願いしたいと思います。

1点目は、早川簡易水道が布設をして、どれくらいもつのかというご質問でございますが、管の耐用年数でございますが、40年ということでございますので、ご適正をお願いしたいと思います。

それから、次に早川簡易水道の中で、空き地等に新たに家を建てた場合どうなるかというご質問でございますが、これにつきましては、5年間は今の受益者負担金は30万円ですが、ご負担をいただきたいということでございます。それから6年以降はじゃあどうなるかということですが、6年以降は加入金として、管径が13ミリ、20ミリの場合、10万円を負担していただくということでございます。

次に、ご質問がございました早川の簡易水道との統合の場合、それから下の方の上水との統合の場合、分担金はどうなるかというご質問でございますが、まず、新たに給水区域として追加するためには、その給水区域の整備が済んでからの接続となります。

まず、早川簡易水道との接続でございますが、接続する場合は簡易水道事業として糸魚川市が整備し、その区域の整備費から補助金等を控除した額を受益者戸数で割った金額が、1戸当たりの費用負担となり、その上限額は30万円ということになっております。

また、上水道と接続する場合でございますが、糸魚川市が整備しますが、その整備費の負担は糸魚川市ではその整備費の10分の3を補助し、10分の7が組合の負担となります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○ 26番（新保峰孝君）

先ほどの早川簡易水道の分担金で、5年間はいただきたいということでありましたけども、これは法律的に見て何ともないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

この分担金は、糸魚川市の簡易水道事業の分担金徴収条例に基づくものでございまして、法律적으로는問題はございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○ 26番（新保峰孝君）

健康を守るために欠くことのできないものとして、水道法によって地方自治体が水道整備計画を策定して実施すると、これを義務づけられているわけであります。市内どこに住んでいても同一料金で、豊富、低廉な水の供給を受けられるようにするのが市の責務であります。長期の計画を立てて借金をしてつくって、料金で回収していくと、これが普通のやり方ではないかなというふうに思います。もちろん料金を抑えるために、一般会計からの繰り入れ等の方法も考えられるというふうに思います。

水道法の趣旨にのっとって、能生、青海地区のように市内の水道をすべて公営化して、同一料金での水の供給を目指すということであれば、まだら模様に負担金を取るようなやり方ではなくて、水道資産を市民が等しく支えていくと、こういう考え方で負担金、分担金はやめるべきでないかと、それが当たり前のやり方ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。大きくとらえて、目標を見ながらやっていく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私も以前もそのような要望をしながら進めさせていただいたわけでございまして、それから考えますと非常に今はハードルが低くなっておるわけであります。

そういう中でやはり行政負担、そして負担ということではないかもしれませんが、やはり安定した健全経営というものを頭に置きながら、またそして安心して飲める水の供給、そういったものを考えながら、やはり進めていかなくてはいけないんだろうと思ってる次第でございまして、確かにすべて行政でという話になれば一番簡単なんですけど、なかなかそう簡単にはいかない部分もあるかなと思ってるわけであります。

しかし、先ほどの答弁にもありましたように、やはり安価な料金というのも魅力という形の中で、なかなか統一したものにならないのも現実であるわけでございまして、やはり公営となりますと一定の使用料というものが出てくるわけであります。そういうことを考えますと、住民の皆様方に、また簡易水道組合の皆様方にご理解をいただきながら、そういったものを調整していかなくてはならないんだろうと思ってる次第でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

公営水道の今回出ている計画、水道ビジョンの中で、あるいは今、取り組まれている事業、これまで取り組まれた事業で、この改修などに一般会計からの持ち出しというふうなことはありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

今、ビジョンの方のお話でございますが、一般会計からの持ち出しにつきましては、能生地域への広域管網の事業につきまして、一部、一般会計からいただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

大きい事業をやる場合はやはりそういうことも、一般会計からの繰り入れというものも考える必要があるんでないかと。水道料金を抑えながら、皆さんの協力を得ていくというやり方が必要なんではないかと思えます。

先ほども言わせていただきましたが、昭和32年に水道法が制定されて、国も財政的、技術的援助を行って、全国的に水道整備が行われた。水道法で書かれている、そういうやり方で行われてきた。しかし、それが一定程度済んで補助事業も少なくなってきた。いろいろ地元の同意とか、いろいろ得なければいけないというふうなことも、もちろんあったとは思いますが、それでもいろいろあったとしても、私は行政の責任も大きいんじゃないかなというふうに思うんですよ。この辺については、いかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

行政の責任も当然あるかと思うわけですが、やはり市民の皆様方の権利なり、お考えと

いうのも尊重しなくちゃいけないわけでありまして、今ほど言いました補助期間も限定されるということで、特に最近、やはり地域へ出向いて行つての説明会をさせていただいてることもあるわけでごさいます、またそれらに向けて皆さんからもご協力、またはその事業に対して、進んで取り組んでいただけるよう要望してまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

補助事業を使って行ふ場合に、例えば50%の補助だとしますと、それがなくなった場合、単純に言えば50%多く負担しなければならなくなる。そういう場合、その責任はどういうふうになるのか。負担金、分担金の問題でまともらなかった場合、行政の責任はないのか。地元の人たちが了解しなかったから、だめだということで済むのかというふうに思うんですが、この点どうです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

地元の人たちがまともらなかったために、水道の公営化の事業がならなかったというような責任でございますが、これにつきましては精いっぱい説明をさせていただき、ご協力をお願いしていくということできたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

その場合、負担金、分担金が障害になってまともらなかった場合、これはどういうんでしょうかと。その点についてお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

負担金、分担金と、もう1つはまとまるということですけど、負担金、分担金につきましては公平という観点からも1つ考えなきゃならないということからしますと、分担金はいただきたいということでもあります。それから、その辺のまともなかったときのということでございますが、それにつきましては再度申しましたように、できるだけ分担金をいただく中で、お願いをしていくというふうにやっていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○ 26 番（新保峰孝君）

山崎局長も、なかなか言いづらいと思うんですね。今までやってきたことと、違うことを答弁しなきゃならんという立場でないかと思うんですが、そういう点は、それは先ほど言われましたように、分担金をもらってる方が少ないわけです、例外的にそういうのがあるんで、ほとんどはそういうのがない。ない中で糸魚川市がそういうことをやってるということで、もらうこと自体おかしいんですよ。

水がないと生きていけないわけですね。そういうものを受益者負担などというのは、私は自治体の責務からしておかしいと思いますよ。何のために起債があるのか、起債は将来にわたって負担を分かち合うやり方でしょう。そういう考え方で単純に考えれば、そして水道法に基づいて考えれば、答えは簡単ではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

そういう考え方もありますが、今まで1つの基準をもって運営してきておるわけでございますので、それを今ここで簡単に変えていいのか。それこそやはり公平性というものを考えなくてはいけないし、今言ったように、これはすべてそこでもって負担を公営の上水で全部賄っていけるか。そしてまたそれを、じゃあだめだから一般会計でという単純にとらえていいんだろうかというのは、やはり論議させていただかなくちゃいけない部分だろうと思っておりますが、そういうお考えもあるということも頭に置きながら、また運営の中でとらえさせていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○ 26 番（新保峰孝君）

統合公営化で分担金に反対するということは、なかなか私はできないことでないかな。なぜなら、水道がなければ生きていけないわけですね。大勢の方が賛成だと。しかし私1人だけ、今までどおりでいいですというふうには、もうならないわけです。そこだけ水道をとめるというわけには、いかないわけですね。じゃあその私の水道はどうするんだと、その方の水道はどうするんだということになるわけですよ。

こういうふうに水がなければ生きていけないのに、生活するのにやっとの方たちも、ひとり暮らし高齢者で年金で生活してると。子どもから仕送りしてやっていると、そういう人たち。生活するのにやっとの方たちからも分担金を取るというやり方は、私は改めるべきでないかというふうに思いますし、国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するはずなのに、その生存権さえおびやかすようなやり方だと、私はそのように思います。

そこでこの下水道の負担金、下水道の負担金は、言ってみれば資産割のようなもんだと思いますけども、下水道の負担金と都市計画税、どういうふうに計算して課せられていますか、聞かせてく

ださい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

下水道の負担金と都市計画税の関係につきましては、それぞれの旧市町で、そのときの状況に応じて決められてきたというふうに理解をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

下水道の負担金は、面積割で出されているわけですね。都市計画税は、所得に基づいて計算されているわけですよ。この水道分担金のように個別に割り当てると。1人住んでいようが、5人住んでいようが、そしてその家で水道使用量が少なくても多くても、後継ぎが戻ってこなくも、一律に割り当てられるわけです。そういう課し方が、いいのかというのも1つあると思うんですね。こういうふうな考え方で、本来はそれぞれ資産割とか所得割とかそういうふうな考え方で、この分担金そのものはやめるべきだという考え方は。しかし、そのものが、あまりにもちょっとやり方がひどいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

今、都市計画税と、それと下水道の負担金ということで、それは土地の価値を上げるということでは、土地に対する負担ということですけども、農業集落排水事業、それから漁業集落排水事業、こういう事業につきましては土地というよりも、それぞれ1戸当たりという考え方でなっております。そういうことからすれば、今の水道運営につきましても1戸当たりという考え方で、整合性はとれているんじゃないかというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

社会生活を行っていくために必要な基盤整備という、その中でも一番基本的な水道ですね。それについて、このような分担金を取るのは、これは私はやめるべきだというふうに思います。いろんな矛盾が出てくると思います。私はそのように考えます。ぜひ検討していただきたいと思います。新しい公民館体制について伺います。

これもこの間10回の検討委員会でいろいろ検討されて、なかなか難しい問題もあるというふうに思いますが、この中で私は大きく関係するのは自治会と公民館活動と、大きく言うと、そういう

+

ところがあるんでないかなと。それに今度は行政事務というのが加わってくるというふうに思いますが、自治会長は住民が選出すると。公民館長、主事、その他必要な職員は、これは法的に教育長の推薦により当該市町村の教育委員会が任命すると、性格が違うわけですね。

今回の公民館体制の中心的問題は、先ほど言った公民館活動、自治会の関係ではなかったかと思いますが、論議の中心はどういう点にあったかと、その辺を聞かせていただけますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

お答えいたします。

公民館体制等検討委員会が10回開催され、いろんな論議をされてきました。

公民館制度は旧市町において、それぞれ特色ある長い歴史の中で大きな違いがある活動であり、市民生活と密接にかかわってきております。能生、糸魚川、青海につきまして、それぞれ全く違った形の公民館制度でありました。まず、この中でそれぞれ3地域で行われてきた公民館のやり方についての共通認識という部分で、一番の時間を割いたというふうに考えております。

また、青海地域では自治会組織も兼ねた公民館。糸魚川の10館については、職員を配置して、おおむね公民館活動ということではありますが、そのほかに行政の一部の証明書を発行するような部分、また、地区によっては地域のいろんな活動にもかかわっていく公民館。能生につきましては4館から合併後に7館ということで、体制が全く違う体制でありました。ここの共通認識を得る部分が、一番大変だったのではないかとというふうにまず思っております。

検討委員会の中で一番論議をされたのが、公民館でどういうことをしていくんだという部分が、一番論点だったかと思います。公民館では地区住民による運営を基本として、社会教育、生涯活動の実践の場、また、地区の自主性を生かしてコミュニティや地域づくりを行える拠点。そういう地区住民と行政が協働していくまちづくりというところで、やっとまとまってきたものというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

今回の答申の中で社会教育法に基づく公民館は、中央公民館と能生、糸魚川、青海公民館となっております。地区公民館が、社会教育法に基づかないという扱いになるという答申だと思いますが、そうだとすると、どういう扱いになるかという点で何点か伺いたいと思います。

まず1つは、施設の扱いですね。当面33館でスタートすることになっておりますが、施設そのものは、さまざまな事業を活用して市の予算でつくられております。土地も市のものだと思いますが、この33館が22から24館体制になったとき、ここから外れる9から11館の扱いに幾つかの課題が出てくるとと思いますが、こういう点についてはいかがお考えか、まだそこまで考えていないのか、伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

お答えいたします。

検討委員会の公民館の数であります。まず公民館については、現在、地区公民館が33館設置されております。この中で公民館の数についても、答申の中で見直しということであつております。今、青海地域については、青海地域の意向を尊重してという一文がついておりますが、5から7館という答申をいただいております。当然そうなった場合に、地区公民館から外れる支館といたしますか、そういう部分が出てきます。

ここについていろいろ答申の中では、これ以上ないわけですが、検討の中で、例えば地域で維持していただく支館ということになった場合に、その館の運営についてどうかという部分について、相当論議をしてきております。地域がその運営に困らないようにどうすればいいのかというあたりで、青海地域の地区公民館長からもいろいろご意見をいただいた中で、今検討を進めておるところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

これまで職員が配置されていた糸魚川地区の地区公民館の館長、主事等の職員は、社会教育法で定められた市から給料が支払われる職員、身分はいろいろありますが、ということだったわけですが、新しい制度では人件費は一定の基準を定めて、市で補助するけれども、館長職員は地区公民館で雇用するというふうになっております。施設は市で設置し、運営は住民運営を基本とするというふうにされておりますが、この際の職員の雇用主、これはどういうふうになるのか。これまで市民の学習権の保障という社会教育上の市の責任が、後退してしまうことにならないか。こういうことについて、いかがお考えか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

お答えいたします。

今、糸魚川地域には公民館主事と公民館長ということで配置をされております。今、この答申の中では、基本的には地域で運営をしていただくということで、公設民営的な考えが盛り込まれているものというふうに考えております。

当然、職員の人件費等の補助をして、地域で雇用していただくという形になりますが、なかなかすぐにはならないということで、いろいろ期間を定めて経過措置を設けるというようなこともうたわれていますが、基本的には、そういう形が答申されているものと思っております。

また、公民館の活動、社会教育の部分の保障であります。基本的に今の地区公民館で活動されている内容については市と委託契約、または業務契約をした中で、現在の活動も続けてもらえる形

の体制を組んでいくということで考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

この地区公民館職員の身分という点では、この後もいろいろといろんな課題が出てくるんじゃないかと思いますが、それはまた別にしまして、この地区公民館職員の職務に関してであります、これまでは公民館長、主事、副主事ということで、糸魚川地区では配置されておりました。新しい地区公民館は社会教育活動とともに、コミュニティ活動、地域づくり活動なども行うというふうにされております。そうしますと市が支出する人件費助成の性格が、大きく変わってくるんでないかなというふうに思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

お答えいたします。

今、地区公民館には主事、副主事ということで2名配置をされて、公民館の活動を行っていただいているということでありますが、活動の中には地域のコミュニティ部分、いろんな部分を担って活動をいただいております。

人件費を補助して職員を置くということになります、そのほか公民館でいろんな活動なり、そこで地域づくりなり、いろんなことを公民館の中に盛り込んで、その部分については地域からもご支援をいただいて、やっていけるという形で考えております。

例えば職員をもし仮に2人配置するとしたら、地域づくり等もやりたい、地域でまた職員をそこに人件費を入れて置きたいということであれば、それも可能だというような組織をつくっていければというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

市が責任を持つ市民の学習権の保障という制度から、市が責任を持たない住民運営への助成ということになると、将来、助成額が削られ、なくなる可能性もあるんでないかなと危惧する面もあるんですが、こういう点についてはいかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

将来的な経費の話になるんだろうとっております。ただ、公民館で活動をしていただく内容について、どういう活動をするから、どういう補助をしていく、どういう委託をしていくというのが、

原則になっていくものというふうに考えております。公民館なり地区の活動が盛んになっていけば、その部分の経費については、やっぱりみる必要があるんだろうというふうに考えております。ただ、将来的に、すべて今の経費が継続できるかというのは、それはまた経済情勢もあるというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

地区公民館という名前ではありますが、今度新しい制度の位置づけというのは、社会教育法に基づかないものであると。スタート時点で1自治会規模、数十世帯の地区公民館から、十数自治会、数千世帯の地区公民館まであって、これまでの活動内容もいろいろだったことから、新しい制度もわかりやすい制度とは言えない、そういう面もあるんでないかと思うんですね。多くの公民館関係者の共通認識でやっていけるように、お願いしたいと思います。

○議長（倉又 稔君）

以上で、新保議員の質問が終わりました。

次に、鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子君登壇〕

○25番（鈴木勢子君）

25番、鈴木です。

通告書に基づき、4項目質問いたします。

1、看護師不足のための修学支援の拡充と地域医療の充実についてお尋ねいたします。

当市における基幹病院の医師不足とともに、看護師の不足は一向に解消されず、地域医療や介護現場の根幹をも揺るがしております。

そこで次の点についておたずねいたします。

(1) これまで市の修学資金貸与制度をどのように市民に広めてきたのか。またその成果はいかがでしょうか。

(2) 地元県立高校へのPRの徹底と今後の課題はいかがでしょうか。

(3) 不況が続く中で医師に準ずる医療技術者、特に看護師への資金制度の拡充を図りながら、市としても積極的に看護師不足を解消すべきではないでしょうか。

2、新年度からの市行政組織体制の改革に伴う問題点についてお尋ねいたします。

(1) 新たな市民部の下に置かれている福祉事務所の位置付けとその名称についてお尋ねいたします。

県内20市のほとんどは従来の福祉事務所という名称を変えて、高齢福祉などの充実を図ってきております。当市での高齢化率は県平均を上回り年々上昇しておりますが、高齢福祉政策のきめ細かな充実のためには一つの課として位置付けるべきではないでしょうか。

(2) 国の最重要課題でもあると位置付けられた男女共同参画社会への実現に向けて市の担当課

+

に問題はないのでしょうか。

合併直後の市の所管はごみ行政と同じ課で市民からの苦情も多く寄せられてきた経緯があります。この分野の取り組みが停滞している当市にとって、今また総務課から環境生活課に戻ることは職員の意識によるところも多いのではないのでしょうか。

また「次世代育成支援行動計画」での位置付けも希薄で、さらに新年度予算での政策実現に向けての取り組みが低いことも大きな問題でありますがいかがでしょうか。

3、小学校区内の市立幼稚園に入園できない子どもたちの問題点についてお尋ねいたします。

「日本一の子育て」をスローガンに、子どもたちの保育環境整備を挙げている中で、田沢小学校と隣接する田沢幼稚園に入れず、遠距離の青海幼稚園に通園する子どもたちが毎年出ております。

希望する小学校区の市立幼稚園に通園ができない、就学を迎える子どもたちや保護者の不安と不満は地域でも大きな問題となっております。「日本一」を目指す中で問題解決に向けての取り組みはいかがでしょうか。

4、上根知保育所など施設の耐震化についてお尋ねいたします。

新年度の重要施策の1つに「安全安心の住みよいまちづくり」として公共施設の耐震化が挙げられておりますが、上根知保育所の老朽化は著しく、その不安は地域でも広がっております。

国内外では大きな地震が発生している昨今、市内小中学校の耐震工事が進められている中で、老朽化の進む市立上根知保育所などの耐震化への取り組みはいかがでしょうか。

以上、4項目についてお尋ねいたします。答弁は前向きに、わかりやすくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目の修学資金貸与制度につきましては、市広報やホームページに掲載し、市民への周知を図ってまいりました。現在までに17名が市内の医療機関に就業しておりまして、一定の成果があったものととらえております。

2点目の地元県立高校へのPRにつきましては、糸魚川総合病院の看護部長と市職員が市内3高等学校の進路指導者に、制度の説明と看護師不足の状況を説明いたしております。

今後の課題は、医療機関が求める医師、看護師等を志す学生を増加させることが大事だと考えております。

3点目の制度の拡充強化につきましては、医療機関や高校進路担当者の意見も参考にしながら、必要であれば改定を行っていきたいと考えております。

2番目の1点目、福祉事務所の位置づけにつきましては、社会福祉法で市に福祉事務所の設置が義務づけられており、生活保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法などに基づき援護、育成、または更生の措置に関する事務を担当いたしております。

名称につきましては、福祉事務所として変更いたしません、2つの係に分けて高齢福祉部門により充実を図っております。

2点目の当市における男女共同参画の推進につきましては、平成19年12月の糸魚川男女共同

参画プランを策定以来、全庁的に推進をいたしております。また、予算についても市全体の状況と費用対効果など総合的な判断によるものと、そしてまた事業と金額を計上しながら今いたしておる状況でございます。

3番目の幼稚園と小学校の区域の違いにつきましては、子どもや保護者のことを考えますと幼稚園と小学校が同じ区域にあることが望ましいと考えております。

平成9年の幼稚園の区域を変更する際に、地域の皆様方から大変ご協力いただきました経過がありますことから、今後は通学と通園の区域の違いの解消に向け、保護者会や地域の皆様や関係者と慎重に協議をし、検討して進めてまいりたいと考えております。

4番目の上根知保育所の耐震化につきましては、今年度、耐震診断を行い、耐震補強が必要であるとの結果であります。

上根知保育所は1階が保育所、2階が地区の集会所であることから、今後の耐震補強を含めた地元との協議を始めているところであります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

○25番（鈴木勢子君）

まず、1番目でございますが、一定の成果を上げているということですが、私ども市民厚生常任委員会でする2月12日、厚生連の糸魚川総合病院を視察しましたときに、医師不足に関しては平成19年の姫川病院閉院以後、非常にある意味で市も財政的支援もしてきたわけですが、関係者の努力で何とかここまできてるわけですが、看護師不足について非常に危機感を持って帰りました。

入院患者さん10人に対して看護師1人を10対1というんですが、望ましいのは7対1。この10対1が一向に厚生連糸魚川病院では解決されない。この10対1を確保するためには非常な努力をしてる。私も前に一般質問でもこれも取り上げてはきましたけれども、その後、解決されてないんですね。上越病院、同じ厚生連の系列の方からの協力で、何とか10対1をやってるけど、医療の現場だけに与える影響だけでなく、隣接する老健施設「なでしこ」ですね、ここにも非常に影響が出てるということを常任委員会で知りました。

それで市の修学制度であります。これは市だけでなく県も医師会ですか、医師振興会もやっておりますけれども、20年度の事務報告を見ますと医師2名で約540万円ですね、看護師が8人で220万円、つまり医師に対して看護師の修学制度が10分の1ということです。この制度を利用した方が、すべて地元の基幹病院、医院に勤めてくださるとも限らないわけで、今、市長が言われた増加をさせることが非常に大切だと言われましたけれども、いま一步の努力。つまり、この制度をもう少し拡充していくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

小林健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 小林 忠君登壇〕

- 市民生活部次長健康増進課長（小林 忠君）

お答えをいたします。

看護師、医療技術者系の修学資金の内容を拡充せよというご意見でございます。市長がお答えいたしましたように、今、内容をどうするかということにつきましては、例えば医療の関係の方々、それから学校現場で進路を担当する先生方等も訪問させていただきながら、その内容について、一番どれが皆さんにいいのか、そのあたりを検討している最中でございます。

現状、医療技術者系の方々には月額3万円という形で行ってきております。そのお金を使いまして3年間なり必要年限を就学をしていただきまして、卒業後、地元の医療機関にすぐに勤めるのではなくて、3年間程度の猶予を置きながら、勤めていただくというふうな形にも現在改正をしてきております。まだこの後、どのような形が一番皆様にいいのか、先ほど申しましたように医療機関、それから進路担当の方々と、ご相談をしてみたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

- 議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

- 25番（鈴木勢子君）

私、通告書に挙げましたけども、不況がこれだけ続いている中で、該当者は18歳の高校3年生だけとはもちろん限らないわけですけども、やはり経済状況を見る。それから糸魚川の医療、介護現場の実情を見たときに、もう高齢化率がどんどん上がっているわけです。具体的に先ほど申し上げましたけども、厚生連糸魚川病院に併設する老健の「なでしこ」ではもう看護師不足、特にもう夜がひどいんですね。これはもうほっとけない状態なんです。

一厚生連の病院のことではありますが、看護師の不足が私たち、皆さんはまだお若いですからあれですけど、老いというのは、だれもがのぼる階段だということを、私は常々申し上げてきました。やはりここを市として、だれそれに相談する、だれそれに相談する、だれそれって。今まで、きょうまでの答弁、全部そうですよ。主体性がないんですよ、何事も、残念ながら、きょうは4日目ですけども。

それで市長が増加させることが大切と言ったわけですよ。今の答弁。やっぱりやっていくという決意を見せてほしいと思いますよ。もう一度お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

- 議長（倉又 稔君）

小林健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 小林 忠君登壇〕

- 市民生活部次長健康増進課長（小林 忠君）

お答えをいたします。

市長が申しましたように、必要があれば増加をさせていくなりしていきたいということで申し上げてるわけございまして、それがどの程度がいいのかということ、現在、検討をもらってる最中でございます。私どもは前向きに内容を検討をさせてもらっているという状況にあることを、ご承知おきをいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

- 議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

○ 25番（鈴木勢子君）

課長、あなたも2月12日、一緒に常任委員会に行ったでしょう、その現状を見てきたわけじゃないですか。2年ぶりに委員会で行ったんですよ。2年間、全然解消されてない。看護部長も言いましたよね、もう医師不足もそうなんです。でも研修医が今5人ですか、何とか確保されてやっているという院長の話でしたけども、看護師が足りないの。10対1の現状ですよ。理想でないでしょう。必要とあれば、そんなのらりくらの仕事やってていいんですか。

新潟日報の2月19日金曜日の、これ新潟市民病院ですけども、7対1の看護を復活させる、10対1だったのが。何度も言いますけども、病院に入院される方、老健施設に入る方は、みんな社会的弱者ですよ。ですから、この今の市の制度、医師に対する制度、また看護師以外の理学療法士や作業療法士等ありますよね、検査技師。でも、やはり看護師の不足が今もうわかったわけだから、ここを何とかしてほしいって質問取り上げているんですよ。この件に関しては、今後前向きに検討してほしいと思います。

時間がないので、次に移ります。

2番目の新年度、4月からの組織体制であります、これに対して福祉法で、社会福祉事務所の名前は変えないということですが、福祉法として位置づけている、これは私もわかってます。

県内20市で、今、福祉事務所という名前で行政の組織の中でやっているところは、本当に少ないんです。これも前、質問で取り上げてますよね。取り上げているにもかかわらず、新年度の改革ですよ、何も検討されてない。

上越市のことも言いました。上越市は宮越市長になってから、福祉を分けました、こども福祉課と高齢者福祉課を分けたんですよ。分けたから物すごい子ども福祉も充実、高齢者福祉も。1つの課になれば予算を取れるでしょう。部長、首かしげてるけど、そうでしょう。いいですか、私、同じことをテーブルコーダーみたいに言ってますけども。福祉事務所でやっているところを、県内20市で、糸魚川市、加茂市、あとどこありますか。福祉事務所の法律に基づいて、これは国の法律に位置づけてやることですけど、名称は福祉事務所としているところはほとんどないですよ。だけど県の呼びかけの会議は、その法律に基づいて会議をしてるから、それはその出席者であるわけですよ。前も質問していますから、どういうふうに認識して、新たな市の編成、組織改革で見直しをしなかったのか、これをお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田鹿総務課長。〔総務企画部次長総務課長 田鹿茂樹君登壇〕

○総務企画部次長総務課長（田鹿茂樹君）

お答え申し上げます。

組織の名称、福祉事務所の名称の変更をなぜしなかったかということでございますが、平成20年度から職員を集めまして、庁内委員会で組織編成に対するいろいろな意見聴取をやってきたところでございます。その中でも福祉事務所の名前をどうするかという話もあったようですが、現実には福祉事務所という名前は、いろんな意味で市民の皆様から親しまれているということから、今回、大きな名称変更をしない方が、逆に市民の皆様から理解しやすいだろうということでの

名称変更をしなかったというふうに確認をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

名称の変更につきましては、職員の所掌事務の変更になったりしたり、また、内容が変更することによって私は変えてきたわけですが、内容が変わらなかったら、やはり私は市民に親しまれた中で進めていきたいと思ひますし、福祉事務所であろうが、福祉課であろうが、私は内容はやはり充実をさせていきたいという考えで、進めさせていただきたいと思ひています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

○25番（鈴木勢子君）

庁内の職員で検討されてきたようですが、職員のやっぱり認識、資質にもよりますよ。これでいいと思つたらこれでいい。でも、他市をながめてください、20市。どういうふうにしていますか。お答えないでしょう、糸魚川以外どこどこですか、福祉事務所をそのまんま組織で残しているのは。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

数につきましては後ほど、また担当の方から答弁させますが、他市がやってるから当市もやらなくてはいけない、他市がやらないからうちがやらないということは私は考えておりません。他市がやってなくも、糸魚川市でやらなくちゃいけないものは、やらなくてはいけないと思ひますし、他市がやっても糸魚川市がやらないものは、やらないという形で進めていきたい。やはり糸魚川は、糸魚川の市政運営で進めていきたいと思ひています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

結城福祉事務所長。〔福祉事務所長 結城一也君登壇〕

○福祉事務所長（結城一也君）

お答えいたします。

法律によりまして、福祉事務所という名称を使うという指示になっておりますもんですから、例えば新潟市ですと、もう既に東区、それから江南区という区制もやっておりますが、そちらの方でも福祉事務所という名称をやっております。それから上越市、長岡市等々につきましても何々部、例えば社会福祉部とか、健康増進部、括弧して福祉事務所という表記で、併記という形でなっております。それを考えますと糸魚川市の場合ですと、これくらいの人口規模からいきますと、福祉事務所という形でいいのではないかというのが、私の考えでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

○25番（鈴木勢子君）

括弧として位置づけているところが多いですよ。だから糸魚川市も今組織を見直すということです。私は子どもはもうこども課としてつくったんだから、そこに福祉事務所ではなくて、新しい名称にしてもよかったかなと思うんです。

2月10日号の「広報いといがわ」ですね。ここに市の組織、行政組織が変わりますって。こども、地域振興、交流、産業、4つキーワードでしょう。これを見た方が、高齢者が非常に不安がってる。それで3月10日号も、きのうですよ。2月10日号よりもっと詳しく組織について説明があるんですが、私はこども課はずっと言ってきたことですから、これは全然問題はないと思いますね、名称。やはり高齢者の方は非常に不安なんです。ですから市民の目線で仕事をしていたらわかることですが、高齢者福祉課というふうにすることによって、ああ、私たちもきちっとこういうふうに位置づけられているんだと思う。だから私はやはりもう少し市民の目線で、日ごろ仕事をしていれば、こういうことにならなかったかなと思うんですが、これは今後の課題として、総務課長も、これ新年度、4月からするんで、がんじがらめにすることではなくて、またそれなりの是正なりしていきたいというふうに、そういう見解ではなかったかと思うんですけども、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今回いろいろ広報でご提出させていただいているものにつきましては、課名や所管が変更するという形の中で、あらわさせていただいております。こども課、交流観光課、都市整備課、商工農林水産課、環境生活課などやとるわけございまして、確かに今までは、どちらかというと高齢化率の高い糸魚川市は、老人福祉に対応していこうという形で進めてきたわけでございます。

しかしながら、じゃあこの若い人たちの生活は、どうなっていくのというような不安があったわけございまして、今回、特にそういったところに力を入れさせていただいたわけございまして、私は決して高齢化社会が到来している中において、高齢者の皆様方を軽んじとるわけではございません。そういったところもしっかりやりながら、進めさせていただいておるわけございまして、今回変更したということで、特にわかりにならない部分があるという形の中で、皆様方に広報させていただいてるわけございまして、議員ご指摘のようなところもとらえられたら、やはりその辺はこれから注意していかなくてはいけないと思っておるわけございまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

+

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

○総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

合併のときに福祉事務所という名前になりました。と申しますのは、それぞれ市町では福祉とか、保健福祉課、それから福祉保健課という名前であったわけですが、そのときに福祉事務所という名前にしました。

と申しますのは、市の場合は福祉事務所は設置であります。ところが町村の場合は、設置しなくてもいいということで、能生町と青海町の場合は、それぞれ何々課、福祉課という名前であって、じゃあ福祉事務所はどこかといいますと、県の総合庁舎に福祉事務所があったということでもあります。そういったことから今度は市になりまして、福祉事務所は市ですよということの関係もございまして、福祉事務所という名前をつけさせてもらいました。

今回ですけども、当然、福祉事務所の名前はどうかということでもありますけども、高齢福祉課がいいんじゃないかということでもありますけども、所管の中では高齢福祉だけではなくて、障害者福祉、並びに生活保護も含めた援護関係もやっております。そういったことを総称しますと、高齢福祉課というのは、なかなか名前にはならないんじゃないかということで、福祉事務所という名前を継承させてもらったというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

○25番（鈴木勢子君）

今、新しい組織で福祉事務所の下に高齢係とか援護係、介護保険係、障害係があるんですが、やはり私は高齢化率も上がって、もう32%を超えてますから。福祉事務所でそれで仕事ができるわけです、名称を変えたから仕事しない云々ではないわけですね。ですから高齢福祉課に格上げして、1つの課として予算をとって、それでやったらいいかということを以前にも申し上げて、それで今のこれになかったの、きょう質問に取り上げたんです。これは見解の相違ですから全市20市をよく見て、また検討してほしいと思います。

次に、男女共同参画に関しても、これは合併の17年の段階で、ごみ政策と一緒にところで非常にブーイングがありまして、それで総務課にもっていった。これ総務課にもっていかなきゃいけないのは国の法律、これを見たらもうわかるんです。

12月の私の質問の答弁に関しても田鹿課長も、これは本当に大事なことで。要するに重要なことなので、やっていかなきゃいけないというふうに位置づけているでしょう。今この新しい3月10日号、この組織はどこにもないんですよ。環境生活課の中の何もわからない。これはちゃんとした意識ある市民が見たら、ああ、また合併の17年のに逆戻りだと思います。これはどういうふうにして市の中で、庁内で検討されたんですか。私は本当に残念です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田鹿総務課長。〔総務企画部次長総務課長 田鹿茂樹君登壇〕

○総務企画部次長総務課長（田鹿茂樹君）

お答え申し上げます。

庁内の中でどのように検討したかということでございますが、まずは糸魚川の男女共同参画プランでございますが、このプランにつきましては110項目の計画を挙げております。その計画を、すべて総務課で行うわけではございませんで、庁内の各課、福祉事務所なり、健康増進課、商工観光課、そのほか生涯学習課、学校教育課等々の関係課が、すべてこの110項目を推進することになっております。

したがって、我々としてはどこの課にあっても、この男女共同参画社会に向けての計画の推進は、これは先ほど議員がおっしゃられたように、我々としては大事なことであり、進める必要があるということは十分承知をしております。ただ、環境生活課に移ったから推進が遅くなるとか、そういう問題ではないという考え方と、環境生活課に移した理由としては、市民の皆様の生活に係る部分については、できるだけ1階部分の環境生活課の中の市民生活係で扱う、扱うというのは大変失礼ですが、行う方がいいんじゃないかという考え方から、環境生活課の市民生活係の方に移したわけでありまして、どこの課に移ったからできないとか、どこの課でやるから進むんだという考え方ではございません。その点をご理解をいただきたいと思ひますし、全庁的な推進体制を整えて、今現在、この男女共同参画プランの遂行に当たっているということをご理解をいただきたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

○25番（鈴木勢子君）

プランの冒頭のごあいさつ、19年12月ですよ、市長は総合的かつ計画的に推進をしておりますと。ですから事業所、市民団体の主体的な実践と連携が不可欠であると。たくさん項目を挙げましたよね。ですから総合的にやるには、やっぱり総務課だというのは、新潟市をはじめ長岡、上越、早いところは気づいてますよ。ここがやっぱりごみ行政の環境生活課にもっていったということで、総合的にやれるのかどうかというところを今まで問うてきたわけですよ。

実際には推進されてません。この場ではいい答弁されるんですよ、表向き。でも調べますと、推進委員10名もそうですけども、全然もうプランが、皆さん、もうどこかへやっちゃったんじゃないですか、これ、本当に残念。

時間がないので次に移りますけども、例えば12月の質問の取り残した、非常に横文字のメディアリテラシーということ、これも取り上げましたけども、これ自体がきちっと推進されてないでしょう、環境生活課でできますか。私はそこを不安に思って、国が最重要課題であると、もうこれを推進していくと福祉の充実、障害者の問題、男女だけじゃないんです。女性にとって住みやすい社会は男性にも、すべての人にも住みやすい社会ですというところで、99年6月の通常国会で全会一致で通ったわけ。これに向けて市町村も全部取り組んできた。

だから前市長時代から、糸魚川市はなかなかやってこなかった。合併して、私はここに期待しました。後退ですね。この組織のやっぱりあり方は、本当に重要なんですよ。組織の位置づけ、ここが残念です。もう一度お考え、部長、お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

○総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

まず最初にあれですけども、課の所管がどの課だから一生懸命やる、どの課だから一生懸命やらないというわけではございません。市長がトップでございますので、どこの課が所管をしても、一生懸命やるということについては変わりはないということだけご理解を願いたいと思っております。

それで今回、男女共同参画社会を、環境生活課の市民生活係に所管をさせていただきました。と申しますのは、この市民生活係で市民生活に密着した業務を集約をして、ここでやろうということがあります。したがって、市民生活係の中には市民共同参画、それから人権擁護、それからまちづくりサポーター、コミュニティ、消費者行政、そういう住民に密着した業務をここでやろうという、そういうことでここに位置づけをさせてもらったということでもあります。そういったことで、ご理解を願いたいと思っております。

それから、先ほどメディアリテラシーという言葉がありました。これについては、なかなか難しい言葉でありますけども、メディアを適切に選択し、発信する能力ということで訳されてますけども、これにつきましても今後きちんと対応したいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ちょっと補足してお答えさせていただきますが、非常に今、議員ご指摘があったように、この糸魚川男女共同参画プランが推進してない、後退してるというような言い方をされました。私としては全庁的に取り組み、そして推進していくという形の中でさせていただいておりますし、前段でのご答弁によりましては、推進しているというようなお答えをさせていただいているわけでごさいます、できれば具体的に、またいろいろとご指摘いただければ、その分については、私もやはり指示をしながら進めていきたいと思ってるわけでごさいます、また、いろんな面でご意見を賜りたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

○25番（鈴木勢子君）

私も部長が言われる、理解してほしいと言われましたけど、私は皆様よりも十分理解してるつもりですので、今後も提言していきたいと思います。

この課であればできないとか、この課であればというのは、そんなのはもう行政マンとしては常識で、どこであっても遂行するのはもう当然ですけども、せっかくなのでいいプランをつくったわけですから、棚のぼたもちにしないようにやってほしいという願いで取り上げました。

次、3番目のことですが、これにつきましてもちょっとわかりにくいかなと思うんですが、平成5年に旧青海町で、4保育所を2つの幼稚園に統廃合したわけで、田沢幼稚園に関しては須沢保育

所と、それから田海保育所の２つの園が統合されたものです。建設の敷地に関しては、私は猛反対をしてきました。限られた敷地の中で、北側は国道８号に面していて増築もできない。その当時、人口推移は青海町の場合は、もう西から東へどんどんどんどん田沢学区がふえてましたので、ここではまずいということで取り上げましたけども、やはり平成９年になって園児がふえて、高畑地区だけの子どもたちが、ここの学区から外れた青海幼稚園に通ってくださいということになったんですよ。

当時、一般質問で取り上げたときに山岸 實教育長は、この点に対して政策は、やはり自分たちがここに建設したことを、言葉は正しくはないかもしれませんが、謝りましたね。それからずっと合併して今日に至ったわけではありますが、問題は地形でいうと、高畑も田海なんですけども、田海地区だけじゃなくて、今、純粋な田海地区のほとんどの子どもたちが、もう田沢幼稚園に入れないんですよ。それで青海通り線にローソンというお店がありますが、その横に奴奈川という川が流れて、もうその川を境に西と東に分けて、西側の世帯の方はみんな青海幼稚園へ行ってください、それ以外、東の方は田沢幼稚園。そうすると旧田海保育所は、もう田海の方はほとんど青海の方なんですよ。

この理由が行政の全く勝手、子どもたちの目線じゃないの。２つの幼稚園ですよ、バランスが悪からあちらへと、これは私いつの間にか、平成９年からそうだと思ってたけど、どんどん調べて聞き取り調査をしたら、ほとんど田海のお子さんはもう青海幼稚園。問題は学校は今度、小学校区変わるわけでしょう。ここのあたりをどういうふうに把握されているんですか。教育委員会の方になるんだと思うんですが、毎年その学区が、つまり田沢幼稚園からじゃなくて田沢小学校に入る、青海幼稚園からの入学はどれくらいいますか。通告してるんですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

結城福祉事務所長。〔福祉事務所長 結城一也君登壇〕

○福祉事務所長（結城一也君）

お答えいたします。

青海幼稚園の方で、平成２１年度に８６人のお子さんが４月１日現在入っておられますが、高畑と田海から通ってるお子さんは３４人おられます。率にしまして３９．５％でございます。それから平成２０年度の４月１日現在でございますが、青海幼稚園に８８人おられまして、そのうち２７人が高畑と田海でございます。それから平成１９年度は１１１人おられまして、２７名の方が高畑と田海でございます。

ちなみに、平成２２年の４月１日の予定でございますが、一応７７人ございまして、そのうち２３人、率にしまして２９．９％の方が高畑と田海でございます。大体３０％から３９％ぐらい、４０％ぐらいの率で推移しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

○２５番（鈴木勢子君）

２２年度で７７名ですね、このうち２３名が高畑、田海、そうすると平成９年の元に戻して、
 ２３人ですか、この内訳、高畑と田海、どれだけですか、割合。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後２時１４分 休憩

午後２時１４分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

結城福祉事務所長。〔福祉事務所長 結城一也君登壇〕

○福祉事務所長（結城一也君）

申しわけございません。

平成９年の資料については、ちょっと今、手持ちにございませんので、後ほど回答させていただ
 きたいと思います。お願いいたします。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

+

+

午後２時１４分 休憩

午後２時１５分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開します。

○福祉事務所長（結城一也君）

大変失礼いたしました。

平成２２年４月１日の予定でございますが、高畑のお子さんが１４人、それから田海の方が９人、
 ですから７７人のうち５４人になるという形になります。また、田沢幼稚園につきましては、
 １０１人入る予定でありますので、もし２３人ふえますと、当然１２４人という形になると思いま
 す。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

○２５番（鈴木勢子君）

22年4月に田沢小学校に入学する1年生は41名だそうです。これは確認しておりますけども、私は平成9年のスタートのときに戻せないかというのは、9名のお子さんを田沢幼稚園に入れるようにできないか。つまり1クラス20名までは大丈夫だと思いますので、今2クラスあるわけですよ、この9名が入ることは可能でしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

結城福祉事務所長。〔福祉事務所長 結城一也君登壇〕

○福祉事務所長（結城一也君）

お答えいたします。

田沢幼稚園の定員は140名でございますので、124になっても十分入れるというふうに認識しております。ただ保護者の意向等々も、うちの方でまた調査させていただかなければならないかと思っておりますが、一応、人数的には入れるということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

○25番（鈴木勢子君）

それで問題、最初に言いました平成9年からの経緯、いつの間にか地域が拡大されて、みんな青海の方へ行ったわけでしょう。今9年のときに戻せるということ。例えば市長への便り等でも保護者とか、検討するというふうになってるんだけど、全然検討が進んでないまま平成9年から22年まできたんですよ。対象の保護者、青海幼稚園へ行ってる方にも聞きましたけど、全然説明がないんですよ、それでズルズルズル。

市長への便りも現在検討しております。いましばらくお時間いただきたいでしょう。通り一遍の回答、これでは私、保護者も不安になるし、子どもの目線で見てください。そこが一番で、日本一というふうに言われたから、こういう問題が浮上してきたんです。日本一だったら、これくらいのことは検討して、きちっと解決して説明してほしいと、そこなんですよ。

時間がありませんので、とにかくそういう現状があるということを知ってほしいというふうに取り上げました。平成9年のところまで戻せるということもありますので、ぜひ検討してほしいし、大人の勝手な都合で線引きをしてほしくない。私はやはりそういうところで日本一を目指していくんなら、ここも見えていかなきゃいけないということで取り上げました。

次、4番目ですけど、上根知の保育所は、山ノ井保育園に次ぐ築37年の建物であります。1階が保育所、2階が地域の生活改善センターですか。やはり私は限界集落にならないために、若者も地域で住めるようなところで、この上根知保育所の位置づけは大きいと思うんです。つまり平成20年から、根知の第1保育所が廃園というか、無認可ですけど、なってますでしょう。ですから、ここをやっぱり耐震化を含めて安心して、新年度の重要政策に挙げたわけですよ、耐震化、先ほど言いました。これはどういうふうにしていくか、もう一度ちょっと具体的に、わかりにくかったと思うんですけど、お答えください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

結城福祉事務所長。〔福祉事務所長 結城一也君登壇〕

○福祉事務所長（結城一也君）

お答えいたします。

確かに議員さんが言われるように昭和48年の上根知保育所の建設でございます。今現在、地元の役員の方と協議させていただいております、地元の方の要望は南側に空き地があるんですが、そちらの方で1階を保育所、2階を集会室とした建物でというご要望でございます。

それから市の方といたしまして、農林水産課が2階の方を管理しておる関係もありますが、福祉事務所といたしましては、あそこは必要な施設でないかなと。距離的に非常に大野までということになると長いもんですから、必要でないかなという認識は持っておりますが、地元のある程度ご意向というのは聞いておりますけども、保護者の方の意向というのも、これから大至急調査いたしましてやりたいと思っております。耐震にしますと、見積もりの予算ですと約4,000万円くらいかかるというふうにも聞いておりますので、千何百万円がかかる場合は、ただ下の方が真っ暗になるとということになると、保育所としても使えないというのを考えますと、当然、先立つものとの関係もあるんですけれども、十分協議させていただきながら考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

○25番（鈴木勢子君）

保育所では保護者にも先生の方から、市の職員から説明があったときに、耐震補強ができないということで非常に不安、不安ですよ。山ノ井保育園もそうだったんですね。補強ができないということで、保護者から本当に不安の声が上がって、もうそれで。山ノ井保育園は新たに新年度でも予算化して、場所を変えて建設していくわけですが、上根知保育所も本当にそういったところで。山ノ井保育園の園児数の10分の1ですけども、10分の1だから無視していいということではありませし、ぜひもう早急に対処してほしいと思います。

市長は事あるごとに、日本一、日本一ですよ。とにかく日本一の子育てをするには、もう環境整備をしなきゃいけない。去る2月26日の須沢地区の懇談会でも、何度も何度も言いましたね。環境整備って、これは大事なことです。私は今後、地元の意向もありますでしょうけども、高齢化率が非常に高い地域ですので、園児だけじゃなくて、そこに住んでいるお年寄りの方も、そこに行って一緒に、福祉施設とまではいかなくても、何か新しいスタイルの日本一を目指す、そういう施設に展開できないかなと思ってます。

制度上とか補助金の関係で過疎債を使うとかいろんな、農林水産とかあると思いますが、ここはもう前向きにやれることですし、地域も非常に団結しているところです。それから市長のおひざ元でもありますので、ぜひ実現してほしいと思います。

3番、4番に関しては、なんか狭い地域の質問になりまして、ちょっといかがかなとも思いますが、日本一を目指すとか大きいことをやるには、きめ細かな足元の小さなところも、やっぱりやっていかなくちゃいけないというふうに私はとらえております。

最後に、市長のこの上根知保育所に対することを、もう一度決意をお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

日本一の子どもづくりをしようということで、今この糸魚川市の子どもの環境、そしてまた教育の環境を整えていこうということで進めさせていただいております。

すべていろんな面で日本一を目指すわけですが、それありきという形ではないと私は思っておりまして、ソフト的な部分、いろんな面で日本一。そして、ここで生まれて育って、そして子どもたちが、自分たちが生まれて育ったところが、日本一の教育をしていただいたと想像いただけるような環境づくりをしていきたいと思って進めておるわけですが、そのような中で、いろいろ設備もやはりその中に入るのだと思うわけでありまして、しかし、この財政的な部分なんかもあるわけですが、そんなところを勘案しながら整備をしていきたいと思っておるわけでありまして。

この上根知保育所は地域の皆様方の施設でもあるわけですので、先ほど言いましたように地域の皆様方と、その辺を協議しながら進めていきたいと思っておるわけですので、よろしく願いしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

○25番（鈴木勢子君）

いろいろ財政的な問題もありますが、ぜひ善処してほしいと思います。

特に3番目の田沢に関してはお金にかかわらないことです。よろしくお願いいたします。

○議長（倉又 稔君）

以上で、鈴木議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を2時35分といたします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

吉岡です。大きく8項目にわたってさせていただきます。

1、「市民基本条例」の、これは自治基本条例でも住民基本でもいいんですけども、そういったものの創りあげについて。

平成の合併から5年、懸命な取り組みが続いております。特に公民館問題を始め、保育園問題、さらには柵口の温泉施設など、それぞれがまさに住民コンセンサス、あるいはパブリックコメントなどの真価を活かして取り組まなければならない問題であります。そして、その根っこには常に地方自治における二代表を選び出す主人公の「市民」がおります。

思い起こせば、合併に際しての住民アンケートがありました。その前には、美術館問題でのアンケート調査もありました。

ということで、改めてこのような時期だからこそ、「市民基本条例」を創りあげる好機かと考えますが、どう考えますか。

2、「公民館」問題について。

このことについては、諮問、答申がありました。ともに「コミュニティ・生涯学習活動の拠点機能向上」などをうたい、そのためのパブリックコメントや、あるいは住民コンセンサスをうたっております。

地域それぞれ長い歴史を持つだけに杓子定規的な取り組みは厳に慎み、民意の尊重と反映に心すべきと考えます。このことは先ほども新保議員も触れられておりますし、これまでの一般質問でも何人かの方々が触れておられます。ということで、それでは現状、今はどうなっているか伺います。

3、「柵口温泉センター」問題について。

このことについても今回、一般質問でも多くの方々か触れられましたし、また、市議会の総務文教常任委員会でも「市民・利用者・関係者の意向を十分に汲みとり、尊重すべきだ」の方向付けが確認されております。

こういった流れのなかで開かれた2月21日の説明会でも、「なんで突然」、あるいは「成り立ちや性格、歴史を十分配慮すべきだ」、「健康・医療・保険に果たす役割を尊重すべきだ」などの声が噴出しました。

ということで、この問題、まさにパブリックコメント・住民コンセンサスのあり方そのものだというのを物語っております。

この事実、大事にしなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

4、「保育園」問題について。

このことについては、特に能生地区を歩いておりますと、能生地域で今ぶつかりつつある、そういったことで現状、取り組みのあり方について大きく話題といたしますか、取り上げられております。

このことにどう対応していこうとしているのか、その中身をお聞かせいただきたい。

5、「安全パトロール」について。

これは学校ごと、いわゆるボランティアのかたちで参加する方々の努力で、こどもたちの安全が図られているのが「安全パトロール」であります。

が、そこに、例えば事故、あるいは災害、さらにいろんなアクシデント、出来事の対応、保障などの課題も抱えているわけであります。何しろ相手がといいましょうか、中身がボランティアという基本でありますだけに、この辺についてどう対応すべきか伺います。

6、「消雪パイプ」について。

今冬の大雪で、これは1つの例ですけれども、たとえば白土1号線、今新しく、昔のサティの前の市道であります。白土1号線など、「消雪パイプ」のあり方に結構関心が寄せられておりました。

機械除雪との兼ね合いも含めて、白土1号線のみならずこれからどう対応していくか伺います。

7、「都市計画街路」について。

都市計画道路といいましょうか、計画路線上への住宅建設に際しての私権、あるいは公権のはざままで当事者が揺れ動くケースもしばしば耳にております。これらにどう対応していくのがベターか、あるいはベストかをお伺いさせていただきます。

8、「姫川病院」問題であります。

このことについては、いろいろ新聞報道などもありますからご存じの方もおられるかもしれませんが、昨年12月10日結審、そしてこの3月18日新潟地裁としての判決言い渡しに至ろうとしております。

「この時期に見解を求められても」とあるいは言われるかも知れませんが、もし、お考えがあればお聞かせいただきたい。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

吉岡議員のご質問にお答えいたします。

1番目の市民基本条例につきましては、地方自治法や市の関係条例などの枠内で実現できるものであり、新たな条例の制定については考えておりません。

2番目の公民館の問題につきましては、このご質問はその後、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

3番目の柵口温泉センターにつきましては、中村議員、田中議員、池田議員のご質問にもお答えいたしました。今後、住民説明会を行う中でご理解をいただけるよう努めてまいります。

4番目の保育園問題につきましては、現在、運営をいただいております社会福祉法人の理事長が中心となって、将来のあり方につきまして検討いただいているところであります。

5番目の安全パトロールのご質問につきましては、この問題につきましても教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

6番目の白土1号線の消雪パイプにつきましては、昭和60年に当時の糸魚川ショッピングセンターが駐車場に消雪パイプを設置した際、利用者の利便を図るため白土1号線にも設置したものであります。その後の諸事情によりまして、市道の消雪パイプは活用されておりましたが、幅員も広いことから平成12年から機械除雪で対応いたしております。市では機械除雪が可能な路線につきましては、基本的に機械除雪で行うことにいたしております。

7番目の都市計画街路につきましては、都市計画道路といたしまして決定された区域内では、基本的には建築が制限をされます。これは都市計画決定された施設について、将来の事業の円滑な執行を確保するために行われるものでありまして、建築確認申請があった場合には趣旨をご説明いたしまして、ご理解、ご協力をいただいているところであります。

8番目の姫川病院問題につきましては、これまでもお答えいたしましたとおり、裁判の推移を見守っていきたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いいたします。

4番目の保育園問題につきましては、社会福祉法人の「理事長会」でございまして、「理事長」と言いまして訂正をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

2番目の公民館体制についてのご質問にお答えいたします。

12月の市議会定例会でも吉岡議員にお答えしましたが、公民館体制等検討委員会の答申の内容を十分に尊重し、現在、地区公民館長や地区役員との意見交換をする中で、課題を調整しております。今後、地区との話し合いを十分に行いながら、新しい公民館体制となるよう取り組んでまいります。

次に、5番目の通学時の防犯パトロール員の事故等の対応につきましては、基本的にはボランティア活動でありますので、自己の責任と対応をお願いしておりますが、市といたしましては万が一に備えて、全国市長会の市民総合賠償補償保険と、民間保険会社のボランティア活動保険に加入しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

とりあえず、2番目以降から始めます。

この公民館の問題でありますけれども、確かに今、教育長が触れられたようにこの間も触れました、12月。振り返ってみますと、おととしの6月5日に市長から検討委員会の諮問があって、8月の26日、去年、答申が出ております。これを私、読んでというか、振り返ってみますと、この諮問の中には、生涯学習活動や地域づくり活動、地域コミュニティ活動など、市民と行政が協働して云々と、こういうふうにっております。

そしてもう一方、今度は去年の8月に出された、約1年ちょっとで出された検討委員会の答申、この中では、長い間、市民に親しまれてきた公民館制度について、見直しへの戸惑いや人口の減少や高齢化など、深刻な課題を抱える地区では地域社会の拠点になっている、こういう認識が示されております。

さらに合併のときの、その前に市長が9月の定例会でこの答申を受けて議会に報告、あるいは広報紙上、11行ぐらいの記事でしたけれども、そこで述べておられたのが市民の皆様への説明やパブリックコメントを実施しと、こういうふうに言っておる。

そして少しさかのぼって、合併協議会における公民館の基本方針ということで、これが公民館組織運営形態が各市町で大きく異なっており、急激な改変は公民館活動に混乱や後退を招くおそれがあると、こういうことを言っておるわけであります。

何を言いたいか。12月にも言わせてもらいました。また、先ほどの新保議員の質問、あるいは答弁の行ったり来たりの中で触れられとったように、課題として非常に大きないろんな問題を抱えておるわけですね。これはもうあなた方のほうが重々わかっておられると思うんですけども、先ほども言われたように例えば雇用の問題、あるいはその職務の内容の問題、先ほど言った諮問、答申、あるいは報告、そういったものの中で出てくる地域づくり、コミュニティ、学習活動、あるいは一部行政事務の兼務といいましょうか、そういうこともやろうとしておる。ですから、そういった中で非常にこれは難しい問題を抱えておるわけですから、ここでも私、最初に言ったようにしゃくし定規でやるというのは、非常にこれは難しいと思うんですよ。このことをまた改めて言わせてもらっておきたいと思います。

そこでその後、青海の問題ですね、先ほどもちょこっと出たようですけれども、少し、もうちょっと詳しく説明を。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

扇山生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 扇山和博君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（扇山和博君）

お答えいたします。

いただいた答申の中では、公民館の数につきまして、青海地域は青海地域の合意を得てということではありますが、5から7館体制という答申をいただきました。当然、青海地域の合意形成ということではありますが、市の基本方針案をつくるに当たりまして、やはり地域の地区公民館長16名ではありますが、皆様のご意見をいただく中で、ある一定の方向をつけたいということで、青海地区公民館連絡協議会を開催してまいりました。2月2日、2月23日ということで開催をした中で、ある程度の方向として4館、16支館という形の方向を、まとめてみればどうだという方向をいただきました。

これをもとに、市の基本方針案を作成していきたいというふうに考えております。その段階で、地域の皆様のご意見をいただき、また、パブリックコメント等も取る中で進めていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

今回、私、これ公民館ばかりじゃなくていろいろ取り上げたのは、パブリックコメントということについて伏線といいましょうか、底流にあるんです、パブリックコメント。このことを取り上

+

げるつもりでょうはおります。

まさに今、課長が言われたパブリックコメント、皆さんが言われるパブリックコメントがあるんですが、この公民館というのは、単に数がどうだではないわけですね。それから張りつける職員の数という問題だけではない。まさに1.5だの、0.5だのという数字も踊っておるといとか、出ておりますけれども、そういった問題だけでは片づかない。非常にこの合併協議会のときの、さっき読みましたけれども、そういったものの中でも、あるいは諮問でも答申でも言ってる。そういう問題があるだけに、このことについては十二分に慎重な取り組みを続けられたい、こういうふうに思っております。時限でこれまでにやらなきゃならんとか、そういうようなやり方は厳に慎重になっていただきたいと思います。担当、教育長いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

竹田教育長。〔教育長 竹田正光君登壇〕

○教育長（竹田正光君）

先ほど答弁したように、住民の意思というものを大切にしていきたいと思っております。数だけの問題ではないし、取り組みは慎重に行いたい。それぞれ違う文化を抱えてきた土地ですから、なおさらそういう気持ちを持って臨みたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

一応この問題について諮問を出された市長、いかがお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

問題、課題についてはご指摘のとおりだと思うし、また、我々もその辺を認識いたしております。

しかし、そういった問題点があるかやらないということではなくて、我々は今まで3地域が進めてきた公民館、非常に市民に親しまれ、そして市民のいろんな活動に寄与されておるわけですので、それに対してまたさらにいいものを、3地域で進めてきたいいいものをつけながら、さらに醸成をさせていきたいということでありまして、合併をいたしまして3地域、またそのまま3つがばらばらでは私はいけないと思っているわけでありまして、その公民館というものに対しては、さらに合併をしてそれが市民のためになるように、またいろんな面で活用。また、そして今までの問題、課題もさらに解決できるようなものにもっていききたいというような方向でとらえさせて、この問題について行っているところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○ 15 番（吉岡静夫君）

まさに市長が言われるとおり非常に問題を抱えながら 1 歩でも 2 歩でも、いい方へ向かおうという、そのお気持ちは十分多とするところであります。私も問題があるから、やるなということは言っておりません。当然これはいいところ、前にも茅野の例をちょっと引き合いに出して言わせてもらいましたけれども、いいところは 3 市町のところをとって、きちっとさらに積み上げていくべきだと、こう思っております。大変な仕事ですけれども、ひとつ市民中心に、まさにパブリックコメントでやっていかなきゃならんと、こう思っております。

3 番目の柵口温泉センターの問題でありますけれども、このことについては、これは 12 月 10 日総文、それから 2 月 1 日、さらに総文、それから 2 月 21 日、現地、いろいろそのほかにも幾つかありますけれども、いろんなことがありました。新聞にも触れられて、あの現地での突き上げにも、たしか遭っておるはずであります。織田部長以下何人か行かれて、よくご存じだと思いますけれども。

この問題でちょっとお聞きしたいのは、この中で 21 年 10 月 21 日に権現荘経営懇談会、こういうのがあって、ここへ持ち出したというか、正式な議題ではなかったがと、今後の課題として温泉センターを閉鎖した場合の影響について懇談した。特に大きな反対意見は出なかったと、こんなことが書いてありました。

そこから私、聞かせてもらいたんですが、この権現荘経営懇談会というのは、いつ、どういう目的で設置をされ、メンバーはどういう方で、それはどういうふうにして選ばれたのかを教えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

池亀能生事務所長。〔能生事務所長 池亀郁雄君登壇〕

○能生事務所長（池亀郁雄君）

お答えいたします。

権現荘の経営懇談会につきましては、平成 20 年 5 月に策定いたしました権現荘の経営改革、この中で、今後、権現荘のあり方等を関係機関の皆さんと相談して、よりよい健全化に向けていこうということで策定いたしましたものでございます。

メンバーにつきましては、この前の一般質問でもお答えいたしましたとおりでございますが、上南地区の区長さん全員、それから柵口の温泉組合の皆さん、それから経営指導員の O B の方、それからそば道場にかかわっている方、これらの方々から参加していただきまして、権現荘の実情をお話しながら、今後の健全化に向けて皆さんのご意見をちょうだいしております。

今、年に 1 回程度のものでございますが、権現荘の状況を話ながら、また新しいアイデア等を私どもも説明いたしますし、また皆さんからお聞きして改善に向けておるわけでございます。

以上でございます。

○ 15 番（吉岡静夫君）

議長、休憩。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

+

午後２時５８分 休憩

午後２時５９分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

池亀能生事務所長。〔能生事務所長 池亀郁雄君登壇〕

○能生事務所長（池亀郁雄君）

失礼しました。

メンバーの決め方につきましては、私らの方で部内決裁を取りまして、そして権現荘の経営に對しまして、これらの方々が一番関係者としてはふさわしいであろうということでありまして、メンバーの選出をしたものでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○１５番（吉岡静夫君）

そういうふうな流れがあるわけでありましてけれども、２０年５月、おとしです、こういう中身について、いわゆる一般市民への周知はどうなっておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

池亀能生事務所長。〔能生事務所長 池亀郁雄君登壇〕

○能生事務所長（池亀郁雄君）

経営懇談会の中身につきましては、例えば広報とか、そういうものの広報はいたしております。私どもの権現荘経営の中で反映してまいりたいということで、懇談会をしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○１５番（吉岡静夫君）

何人かの議員の方々が取り上げられましたから、あまり深入りはしませんけれども、この柵口温泉のこの問題というのは、まさに一種のパブリックコメントの１つの見本のようなもんじやないかなという気持ちが私はするんです。

それと、もう１つ私は今回あれしてるのが、公がいわゆるこういった施設をつくり運営する場合、これは当日、会場でもいろいろ出ましたけれども、この施設はいわゆる誘客、あるいは観光、上の

権現荘本体とは違うんじゃないか、歴史からいっても、そういう声が圧倒的に多かった。そういう問題が、そこに流れておると思います。そういった中でいわば一般市民への実はこうだ、ああだということがないままにというのは、果たしてどうなのかなという気持ちが私はするんです。

ちょっと長くなりますけれども、相当昔、私、自治研修というのを受けたときに、イギリスと日本の道のつけ方というのが1つの比喻というか、例えとして聞いて、なるほどなあ。それがすべてじゃないんでしょうけれども、イギリスの場合は、もう30年以上前でしょう、道をつけたいと思うがどうだ、通るから、ここへ。ところが日本の場合はどちらかというと、道はこういう幅で、こういう法線で、ここを通っていくということがある程度決まってから出てくると。そのときの話し合いの中では、できてから問題が起きるのは、むしろそういうやり方だと。ある程度あえたりもんだりしながらやった方がいいんじゃないかということ、私もそう思ったし、そんな思いがあるんです。権現荘が、すべてそういう問題じゃないとは思いますが、つまりパブリックコメントというのは、そういうもんじゃないかと、そんな思いで言わせていただいております。このことについて考えると、あんなところがあたら何か、市長でも、部長でも、所長でも結構です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

池亀能生事務所長。〔能生事務所長 池亀郁雄君登壇〕

○能生事務所長（池亀郁雄君）

貴重なご意見ありがとうございます。

権現荘の経営につきましては、いろいろと今までも大勢の方々からご意見をちょうだいしてまいっております。そして少しでも改善すべき点は改善しております。

今後につきましても大きな改革案でございますが、権現荘健全経営ということで打ち出した改革でございますので、できることから1つずつ実行しながら権現荘経営、権現荘をなくしてはいけないという思いで、権現荘の経営改革をしてるわけでございますので、今後とも大勢の方々からご意見をちょうだいする中で、健全経営に向けていきたいという思いでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

権現荘、直どうこうしろと言ってるんじゃないくて、先ほど言ったようにあの下の方の温泉センター、これの性格づけというものをもっと明確にしながら対応していこうじゃない、こういうことを申し上げておるんであります。それとパブリックコメントというものが、そういうもんなんじゃないの。生意気を言わせてもらえば、そんな気持ちがお話をさせてもらってあるわけであります。またこのことについては、後ほどまた触れさせていただきます。1番とあわせて。

それとつけ加えて20年の5月に策定した、今、所長が言われました柵口温泉権現荘経営計画。これが温泉センター及び都市交流センターというところで、当初、地区の集会施設を転用してきた経過。今後、高齢化が進む地域の中で果たす役割等を考慮し、地元の健康増進施設、及び地域のコミュニティ施設として位置づけ、権現荘の経営から切り離していく必要がある。

私はここまでは、これはある程度、健全性を保つためにという思考だと思っただけなんですけれども、これが見直しになって、施設の老朽化や収支状況を考え、温泉センターの廃止を計画。都市交流促進センターは、権現岳ジオサイトの中核施設として活用する。こういうふうに変わっているというか、これが一部修正なんですね。こういうことがあって、そしてこの間の21日のああいう。今、所長が言われた、非常に遠慮しがちな言い方をされておられましたけれども、慎重に言い返しをしておられましたけれども。

あの人たち、70人から80人という方々が集まって、私も隅っこの方で小さくなっておったんですけれども、だからといって一部地域の人、あるいは一部のそういう人たちだけ集まったというふうには私にとりたくもないし、むしろ先ほど言ってるように福祉、あるいは健康増進、これをつくったときの所期の目的はこれだったんですから、少なくとも。そういうものを十分大事にしていかなきゃなんというふうには私は思っております。

そこで4番目の保育園の問題であります。

このことについては、今ご答弁もありましたけれども、今のところ関係する、これは何も能生、あるいは能生の上南、そっちの方だけじゃないんですけれども、能生の場合は私立ですよ、全部。そういう問題で、これはしかも老朽化をしてある。そうすると、今度は再編という問題も絡んでくる。確かに今、市長も理事長会と言われました。しかし非常に関係者は、それなりに関心を持って見守っておることは事実なんです。この辺について、もし補足することがあれば、何かお話を承りたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

結城福祉事務所長。〔福祉事務所長 結城一也君登壇〕

○福祉事務所長（結城一也君）

お答えいたします。

能生地域の保育園の現状なんでございますが、年間の出生数は約50人ぐらいで推移しております。その中で10の私立の保育園がございまして、保育を担っていただいておりますというのが現状でございます。

最近の園児の数の減少によりまして、入所している園児が20人以下の小規模でないかと思われるのが一応半数近くありまして、そのような状況を踏まえまして法人の理事長さんの方から、実は経営に不安があるというような話もありましたものですから、平成21年の2月から何回か、理事長と懇談会をさせていただいております。

基本的には行政の方からAの保育所とBの保育所、一緒になりなさいとかということではなくて、あくまでも理事長同士で地元の皆さん、保護者の方からのご意見を十分聞いて、理事長としての意見をまとめていただいて、それに対して糸魚川市として、協力できるものがあれば協力させていただくという一応スタンスで、やらさせていただいているというのが現状でございます。

それから昨年10月には、一応、能生谷地域の3つの法人が対等合併をしたいということで、先般、十日町の方に先進地ということで見学に行ったときにも、うちの職員も随行させていただきまして、お手伝いをさせていただいているというのが実態でございまして、まだどこどこが統合するとか、幾つになるかというのは、まだ未知数だということで、ご認識をいただきたいと思いま

す。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

これは全部私立ですから、逆に青海のように幼稚園もあれば、公立もあれば私立もあるという、そういうところもありますし、糸魚川もそうですけれども、それだけにいろんな問題を抱えていることは十分理解もできるんですけれども、今この件に関して言うと私立ですから、その辺が法人とはいえ、いろんな問題があるかと思います。老朽化に対応する今度は金の張りつけの問題だとか、当然、合併するとしてもいろんな問題があります。今、課長は協力をするというような言い回しをしましたが、これはまさに子育ての原点の1つでありますから、協力とか支援という問題ではなくて、むしろ一緒になってやっていくというような気持ちになっていただきたい。

これは何も能生地区だけの問題じゃない。先ほども鈴木議員も取り上げられましたけれども、いろんなそういう問題を抱えておるわけですから。このことについて12月も言いました、釈迦に説法かもしれないけれども、一言申し述べさせていただいておきます。特にこの児童保育、また不安と言おうか、関心と言おうか住民コンセンサスと、こういったものも十分あります。このこともお考えをいただきたい。

次に、5番目の安全パトロール、これは先ほどご答弁をいただいたわけありますから。確かに自助、この間、古川議員でしたか、言われたけれども、その言を借りればまさに自助を地でいってやるような、果たしか市内で300人くらいおられるというふうに私、聞いておりますけれども、非常に大変なご苦勞をなさっておられます。それだけに予期し得ないいろんなことが起きた場合に、何だあれはということにならんように、それなりに緻密な対応をしていただきたいなと、こう思っております。

6番目の消雪パイプ、これは何もさっきも言いましたけれども、白土1号線のみを取り上げたつもりはないのであります。先ほども説明の中にもありましたけれども、ここは消雪パイプというのは、私もちょっとまことに勉強不足をさらけ出すようですけれども、白土1号線の場合は、当然今、機械除雪になっておりますけれども、こういった形で公の水源でないというか、地区の水源というか、公的な、その辺はどうなって、そういう事例があるのかどうか、その辺はわかり得る範囲で結構ですから。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子建設課長。〔建設課長 金子晴彦君登壇〕

○建設課長（金子晴彦君）

この白土1号線については先ほど市長が申しましたように、ショッピングセンターが開発とあわせて、自分の利便性のために、後に大規模開発した市道の中へ消パイを入れて、その後、閉店になった折からは水が出ないわけですから、当然これは機械除雪ができるという中で、機械除雪で対応してきたところであります。

基本的には市道は市が水源を確保してやっておりますし、ただ例外として2、3のところ、例えば民間の井戸を借りてやるところもございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

7番目の都市計画街路であります、路線名はあえて出す必要はないと思いますが、これは都市計画道路、決定してそれなりの工事的なことはあるんでしょうけれども、例えばそれが30年も40年もたつた。そして私なら私が、そのちょうど該当するところへ家を建てようとした。そういった場合に、建築確認申請という言葉が、今、答弁の中で出てきたけれども、そのときになってから、おい、あせらんかいねとびっくりするようなことというのは、結構あるんじゃないだろうか。その辺のいわゆる周知というか、そういうものはどういうふうになっているのか、改めてお聞きをしたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子建設課長。〔建設課長 金子晴彦君登壇〕

○建設課長（金子晴彦君）

確かに都市計画道路につきましては昭和40年代から、それからまた必要に応じては、最近に決定するものもございます。そういう中で路線については、それぞれ都市計画審議会が開かれた中で決定をして、市の都市計画図の中には、その路線は当然入っておりますし、また、その都度そういう、昔はパブコメという形はなかったかもしれませんが、いろいろ情報開示とか閲覧とかがありまして、当然、自分の土地については、私どもはこの辺に都市計画道路があるというのは、承知してるのかなと思っております。

ただ、今そういう中で、例えばそこへ建物を建てたいときには、当然、建築の専門の方が携わるわけですし、そういう方は基本的には、こういう制限についてはほとんどの方がご存じなのかなと思っておりますし、また、今言ったように何十年もたつた道路につきましては、その決定した当時は、いろいろ右肩上がりといいますが、昭和40年代は、これからますます道路の方も整備されていくという中で決定の中で、年月がたつたものについては最近の傾向では、その辺についてはまたいろいろ見直しも含めた中で、今後の対応についても検討をしていくというような国の指導もありまして、私どもの方もここ何年来、そういうもののための下準備をしているところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

前向きなご答弁でありました。

知ってるというか、ご存じなのかなという言い方で答弁しましたけれども、実は結構知らん人が多いんですね。建築確認申請の段階になって、「うん」とさっき言ったように思う。これじゃそれまでの間に、いろいろここにどういふ家を建てかえる、あるいは新築するということに、やっと建

築確認申請の段階になって、そう言われると動揺するわけですよ。そういうことがあるもんだから、私は何もあら探しをして言ってるんじゃないんで、ただ、そういうことを、十分、今、前向きな答弁でもあったんだけど、その辺は例えば業者に対する周知徹底とか、当然、普通、吉岡組なら吉岡組のどこへ頼むわと言って行くわけだから、普通は。そこでわかっていれば、いや、金子さん、ここやと教えるわけですからね。その点を、十分にやっていただきたいなという気持ちがあるわけです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子建設課長。〔建設課長 金子晴彦君登壇〕

○建設課長（金子晴彦君）

私も建築の資格を持ってる方1人1人と話したわけではございませんが、基本的には家を建てる、そういうものに携わる人は、市内にこういう都市計画道路があって、そういう制限があるというのは、ある程度知ってって当然かなと思っております。

また、市のホームページの中では、都市計画区域内の制限行為については、その中で開発なり、それからお家を建てられるときは、建築制限等がありますよというのは載せてあるつもりですけど、その路線について今、市内に24路線あるわけですけども、それまでを全部ホームページには載せてはないと思いますけども、ある程度そういうことにかかわられる方は、どこら辺にこういうものがあるというのは、承知してるんじゃないかなと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

○15番（吉岡静夫君）

ものによってはそうかもしれませんが、30年、40年前の話になりますと、なかなかそうはいかないところもあるんです。そういうところも十分ご承知おき願いたいということだけです。

それから次、姫川病院の問題ですが、この問題は本当に冒頭言わせてもらったように、しつこいくらいずっと続けて、私がここへ出てきてからもう4回、またかと言われるかしらんけれども、市長は、市が主体的に行うものではないとらえていると、こういうふうに言っとる、その都度。そこであえて、さらにお聞きしたいんですが、その辺のお考えはどうなっているか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたしますが、通告書の姫川問題について、これでなかなかお答えしろと言っても、なかなか答えられるものでございませんで、我々といたしましては、先ほど冒頭でご答弁させていただいたとおりとらえているわけであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

+

○ 15 番（吉岡静夫君）

今の市長の言い方は、ちょっとおかしいんじゃないですか。今こういう問題があって、今何かお考えがあればということで、しかも市が主体的に行うものではないととらえているというのは、これはもうその都度言っているんですよ、あなたは。だからこういうことを聞くんで、今、通告がどうのこうのと、これ問題じゃありませんよ。

それで、これは何もここでやりとりをすることはありません。現に 3 月 18 日の新潟地裁としての判決言い渡しに至ろうとしているんだから、ここでやりとりをするというあれじゃないですから、ここで私はやめます、一応。

そこで最後に、今回 8 項目出しました。冒頭で市民基本条例、自治基本条例でも住民条例でもいいんですが、こういうものを出した。この真意は何回もくどく言いましたから、辟易するかもしれないけれども、いわゆるパブリックコメントというものはどうなんだということを、公民館の問題、あるいは温泉センターの問題、保育園の問題、さらに言わせてもらえば姫川病院の問題を含めて言わせていただいたわけであります。

それともう 1 つ言わせてもらいたかったのは、特に公民館については、いろいろなところで、いろんな方々も取り上げておられましたけれども、公民館とは何たるもんだと、その位置づけ。そういうところも非常に大事だと。それから温泉センター、先ほど来言ってるように福祉か、誘客観光か、その辺の仕分け。それから、この保育園の問題については、今度は公と私立の問題。姫川病院については、市としての関与をどこまで見るべきなのか。こういった問題が、みんな絡んでおるわけであります。そういった意味で、1 項目目は別としても、7 項目は取り上げてきました。

さっきイギリスの例などを生意気にも引き合いに出しましたけれども、そういったところを十分ご勘案をいただきながら、行政をひとつ進めていただきたいということを言わせていただきました。

どうもありがとうございました。

○ 議長（倉又 稔君）

以上で、吉岡議員の質問が終わりました。

日程第 3 . 議案第 59 号

○ 議長（倉又 稔君）

日程第 3、議案第 59 号、契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○ 市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 59 号は、契約の締結についてでありまして、糸魚川市情報基盤整備工事の工事請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は8億5,575万円で、契約の相手方は、株式会社NTT東日本新潟であります。

国の補助金交付決定のおくれにより、去る3月9日に入札を執行いたしましたため、本日追加提案をいたすものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは本日提出となりました追加議案に対しまして、1点質問をさせていただきたいと思っております。

この問題の予算づけにかかわる専決といいましょうかね、契約の締結については、前回行われました情報化推進の特別委員会の中でも経緯を説明していただいておりますので、それはそれで結構なんですが、そのときに1つ約束を特別委員会と交わしてますよね。

基本的にはNTTと契約するに当たってはIRU、解除できない契約を結ぶこととなっております。ただ、解除できない契約の内容には、災害時等でこうした情報網が寸断された場合には、行政が示した資料の中では他市の契約条項ということで、災害等で寸断された場合には行政等と協議をしてから、その対応をするというような一文がありました。

しかし今までのNTTに至るこの契約でいくと、要するに行政側がただでつくって、NTTさんにお貸しすると。けどNTTはその分を使って加入者数の縛りはなく、サービスを開始することから相殺しましょうということですね。借り賃と使用料を行って来いではなくしますと、その際のメンテナンスについてはNTT東が持つということで、この契約は進めてきたんです。

しかし先ほど言われたように、特別委員会で示されたIRUの契約は、あくまでも他市で結ばれた契約を例としてしか示しておりません。しかも委員会の中で質問するに当たって、今回の契約に当たってはIRU契約の内容を確認してから、この契約の締結をしていくというご答弁はあったと思うんですよ。なかったとしたら、私、今回これ反対いたしますので、しっかりとご答弁いただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

○企画財政課長（吉岡正史君）

IRU契約につきましては、今後結ぶわけです。その中で当然、この前の委員会の中でご指摘をいただいた災害時等のときに、どちらが責任を持って直すかといったものについて結ぶわけでございまして、今そういう答弁をさせていただいたと思っておりますので、まだ今現時点では、そういった契約の確認事項はされておられません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

契約の相手方として、NTTに対して今回8億5,500万円の支払いをするんでしょう。どうして物を買ってから、その使用規定について後で契約するんですか。普通どう考えたって今回の契約については、こういう附帯条件があります。それを両者が合意をしてから、金額を払うのは普通じゃないんですか。ものには順番というものがあるんじゃないですか。それは私は委員会でも言ってますよ。順番がおかしくないですかと言っとるんです、契約を結ぶなと言ってるんじゃない。

けど、情報基盤整備におけるさまざまな障害の1つとして、IRU契約をNTTと結べば、そういった後のメンテナンス、ランニングコストについては、NTTがやってくれるということで、ここまで進めてきたんじゃないですか。だったら、これから結ぶも何も、一応そういうことでは合意を結んでおりますと。この今回の契約と一緒に、同時に提出するのが普通じゃないですか。

じゃあその件については、IRU契約を結ぶに当たってNTTでは他市の実例をもとに、私どもは通常このようにしてIRU契約を結んでおりますので、糸魚川市さんだけ特別扱いというわけにはいきません。したがって災害時等につきましては、行政も何らかの負担をしていただかなきゃ困りますと言われたらどうするんですか。じゃあ、おまんたとの契約は、なしにするという話になりますか。

言っときますけども一般市民の皆さんと違って、法人や行政は一たん契約したことを解除できないんですよ、クーリングオフはできないんですよ、効かないんですよ。あなた方は、そのぐらい責任を持ってこれ契約をしてるんだか、そうやって私は聞いとるんですよ。しかも今言ってることじゃないですよ。委員会のときだって、もうずっとそれは何回も確認してきた話です。IRU契約は、解除できない長期契約をいうんですよ。それぐらい責任を持って契約してくださいよ。いま一度ご答弁、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

○総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

情報基盤整備につきましては、特別委員会で十分審議をさせてもらったと思っております。

先般、最後の特別委員会のときに、いろんな集約をさせてもらいました。その中では平成22年度から十分な調査検討をして、情報格差が地域間格差にならないようにということで、地域情報基盤整備で構築されるシステムを有効活用して、よいシステムを検討せよということであります。

また、IRU契約につきましても、市民の不利益にならないように契約内容を厳しく検討し、交渉されたいということで、そういう意見も集約をされてるということで聞いております。

ただ、IRU契約を締結しないと今回の契約といえますか、基盤整備を発注できないところまでは、いつてなかったということで理解をしてるところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○ 17番（古畑浩一君）

これでもう3回目ですけど、何で契約の締結に対して、契約内容の確認というのが後になるんですか。IRU契約も含めた中で、今回、条件付き一般競争入札でNTTさんが8億5,500万円で落としたんでしょう。これを契約というんでしょう。何で契約の内容が後で決まるんですか。金だけ先払って、内容については後で決めるという話がどこにあるんですかって言ってる。

だから私は特別委員会の委員長にも、初日に委員長報告やってくれて言ったんですよ。おかしいじゃないですか。じゃ議事録でも何でも審査してくださいよ。そういう条件で特別委員会は結審しとるはずですよ。契約するなと言ってるんじゃない。国がせっかく景気対策で補助金をつけていただけるんだから、もう本当に財政難で苦しいときに、ありがたい話ですよ。けど、一番大事な話じゃないんですか。有利な契約であるから、一日も早く結びたい気持ちはわかりますが、今後の維持管理費や災害復旧時、ライフラインの復旧、こういったことを含めて、どちらが金を出すかという話を、何で今決められないんですかと。これで3回目になりますけれど、これ本当に満足のいくご答弁ください。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後3時32分 休憩

午後3時39分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

○総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

IRU契約につきましては、昨年9月ですけれども、光ケーブルを利用したブロードバンドサービスの提供に関する協定書の中で、供用開始までに協定をするということになっております。そういったことで、これから来年の3月までに協定をするということになりますけれども、古畑議員の意向に即した内容で、ぜひやりたいというふうに考えております。ただそういうことで、その内容につきましては、また所管の総務文教常任委員会にも、きちんと報告をさせてもらいたいと思っております。締結前に、報告させてもらおうということでもあります。

そういうことで今回は国の補助事業、大変有利な補助事業を使ったこの情報基盤整備の工事を今年度中に発注をしなければならんということでもありますので、ぜひご理解の方を願いたいと思います。

以上であります。

○ 17番（古畑浩一君）

終わります。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。

○25番（鈴木勢子君）

この追加議案についてお尋ねしたいんですが、私、第2次地域情報化の特別委員会に入っていないのでわからないんですけども、まず、この工事の期間ですね、契約締結の期間というのは23年の3月までと受けとめていいのかどうかという、これが1点と、それから条件付きの一般競争入札でNTTがということですが、何社が参加したのか。それからいつものことだと、最高額が幾らかということもお示しがあったかと思うんですが、この2点についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

○企画財政課長（吉岡正史君）

まず、工期の件だったと思うんですけども、工期の件につきましては、市議会の議決のあった日から一応340日間、要するにもし最終日にお認めいただければ、その日から起算しまして340日間といった形になります。

それから応募した数ということでございますけれども、2社でございます。今回、応札された方は2社でございます。

○25番（鈴木勢子君）

名前。

○企画財政課長（吉岡正史君）

名前でございますか。名前は今ほど落札されました株式会社NTT東日本新潟支店と、株式会社協和エクシオ新潟営業所の2社でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

○総務企画部長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

金額の方ですけども、最低の方は契約に出ておりますので契約にしますので、2社のうち高い方は消費税抜きで8億2,379万160円であります。これは消費税抜きの金額であります。落札者の方が8億1,500万円ということで、これに消費税を加えたものが、今回の契約金額になるというものであります。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の会議が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後３時４５分 散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+